

## 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策について」

平成22年12月

会計検査院

会計検査院は、平成20年次から22年次の3か年にわたり、全都道府県及び全政令指定都市を対象として、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理について会計実地検査を行った。検査の結果、すべての都道府県及び政令指定都市において、不適正な経理処理により需用費が支払われた事態又は補助の対象とならない用途に需用費、賃金若しくは旅費が支払われた事態が見受けられた。これらの事態については、平成19年度から平成21年度までの決算検査報告に不当事項等として掲記したところである。

本報告書は、前記3か年の検査において判明した不適正な経理処理等の事態に関して、すべての都道府県及び政令指定都市の状況を記載するとともに、発生の背景、会計事務手続における問題点、再発防止策の状況、会計監査の状況等を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成22年12月

会計検査院

# 目次

1	検査の背景	1
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	2
	(1) 検査の観点及び着眼点	2
	(2) 検査の対象及び方法	3
3	検査の状況	3
	(1) 国庫補助事業に係る事務費等	3
	(2) 65都道府県市に対する検査結果	4
	ア 需用費の支払	10
	(ア) 不適正な経理処理等の態様	10
	(イ) 発生原因	16
	(ウ) 会計事務手続における問題点	19
	イ 賃金の支払	23
	(ア) 補助の対象とならない用途に支払われた賃金の態様	23
	(イ) 発生原因	28
	ウ 旅費の支払	28
	(ア) 補助の対象とならない用途に支払われた旅費の態様	28
	(イ) 発生原因	32
	(3) 20、21両年次に会計実地検査を行った40道府県市の補助金等の返還状況	33
	(4) 65都道府県市における内部調査の状況	34
	(5) 65都道府県市における会計検査院の検査結果及び内部調査結果の状況	39
	(6) 不適正な経理処理に関する再発防止策の状況	41
	ア 64都道府県市における不適正な経理処理に関する再発防止策の策定状況	41
	イ 20年次に会計実地検査を行った12道府県における再発防止策の実施状況	47
	(ア) 21年度の農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等の検査結果及び再発防止策の実施状況	47
	(イ) 21年度の需用費の執行状況	48
	ウ 再発防止策としての監査機能の状況	49
	(ア) 内部監査	50

(イ) 監査委員監査	50
(ウ) 外部監査	52
(7) 国庫補助事業に係る事務費の廃止等	53
4 所見	54
別表	59

都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策について

検査対象	農林水産省、国土交通省、47都道府県、18政令指定都市
検査の対象とした経理処理	都道府県及び政令指定都市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の支出に係る経理処理
事態の概要	不適正な経理処理等により国庫補助事業に係る事務費等が支出されていた事態
不適正な経理処理等により支出されていた国庫補助事務費等の額	52億8898万円（平成13年度～20年度）
上記のうち国庫補助金相当額	25億9520万円

## 1 検査の背景

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が平成18年から19年にかけて明らかとなり、当時、公金を扱う地方公共団体の会計経理に関して社会的な関心が高まり、19年6月に参議院決算委員会が行った「平成17年度決算審査措置要求決議」において、地方自治体の裏金問題について、地方自治体の監査が十分に機能していないことなどが背景にあるとして、政府は、地方自治体の監査に対し、積極的に指導を行うなど適切な措置を講ずるべきであるとされた。

これらの不適正な経理処理による資金のねん出等の事態は、一義的には地方公共団体自身の経理の問題であるが、不適正な経理処理の対象となった公金の中に、国庫補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。）が含まれていれば、会計検査院としてもその状況を確認して、必要に応じて是正させる必要がある。

前記の府県では自ら内部調査を行い不適正な経理処理があったことを明らかにしているが、会計検査院がそれらの府県を対象として19年次に不適正経理と補助金等との関連等について検査したところ、不適正な経理処理等により支払った需用費、賃金、旅費等

の中に、主として、公共事業の補助金等に係る事務費が含まれているものなどがあったことから、その検査状況を平成18年度決算検査報告に掲記した。

会計検査院は、19年次に行った検査の結果等を踏まえて、都道府県（全47都道府県）及び財政規模等が県等に匹敵する政令指定都市（全18政令指定都市（21年度末現在）。以下「政令市」という。）を対象として、これらの都道府県及び政令市（以下、これらを合わせて「都道府県市」という。）における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について、20年次から22年次までの3か年にわたり、表1のとおり、会計実地検査を行った。その結果、すべての都道府県市において、不適正な経理処理により需用費が支払われた事態又は補助の対象とならない用途に需用費、賃金若しくは旅費が支払われた事態が見受けられた。

表1 65都道府県市における会計実地検査の状況

区 分	平成20年次	21年次	22年次
都道府県	北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛知、和歌山、大分各県	大阪府、秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、富山、石川、福井、山梨、三重、滋賀、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県	注(2) 東京都、宮城、(千葉)、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県
小計	12	26	9(10)
注(1) 政令市	—	千葉、大阪両市	札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各市
小計	—	2	16
合計	12道府県	28府県市	25(26)都県市

注(1) 政令市は平成21年度末現在

注(2) 千葉県 千葉県については、平成21年次において、15年度から19年度までの国庫補助事業に係る事務費等について会計実地検査を行い、その検査結果を平成20年度決算検査報告に不当事項として掲記したが、その後、同県が行った内部調査において、20年度の事務費等についても多額の不適正な経理処理の事態が判明したことから、22年次に同県に対して改めて会計実地検査を行い、20年度の国庫補助事業に係る事務費等について検査を行った。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

検査の結果、65都道府県市すべてにおいて不適正な経理処理等の事態が判明したことから、これらの事態についてその発生原因を分析するとともに、有効性等の観点から、会計事務手続においても問題はなかったかなどに着眼して検査した。

また、会計検査院の検査結果等を踏まえて都道府県市が策定した再発防止策について、有効性等の観点から、これらが有効に機能しているかなどに着眼して検査した。

さらに、不適正な経理処理等の事態を決算検査報告に掲記したことなどを契機として、国会において地方公共団体における監査機能等の問題について議論がなされ、21年6月に参議院決算委員会が行った「平成19年度決算審査措置要求決議」において、監査制度について監査機能の充実強化に向けて検討すべきであるとされたことを踏まえて、65都道府県市における会計監査の実施状況等についても検査した。

## (2) 検査の対象及び方法

65都道府県市に対する会計実地検査は、公共事業関係の補助金等の交付が多額に上っている農林水産省及び国土交通省所管の13年度から20年度までの間の国庫補助事業に係る事務費等のうち、過去に不適正な経理処理等が多く行われた需用費、賃金及び旅費を対象として、65都道府県市の保管する支出命令書等の書類により行った。

そして、65都道府県市において判明した事態の発生原因や会計事務手続上の問題点、再発防止策の内容、会計監査の実施状況等について、65都道府県市から調書を徴するなどして確認した。このうち、初年次の20年次に検査を実施した12道府県については、22年次に改めて会計実地検査を行い、関係職員から聞き取りを行うなどして不適正な経理処理等の再発防止策の実施状況等を確認するとともに、これらが有効に機能しているか検証するために、21年度の需用費の支払を対象として不適正な経理処理が行われていないか検査した。

また、20、21両年次に会計実地検査を行った40道府県市の補助金等の返還状況及び65都道府県市における内部調査の状況についても、各都道府県市から報告を受けるなどして確認した。

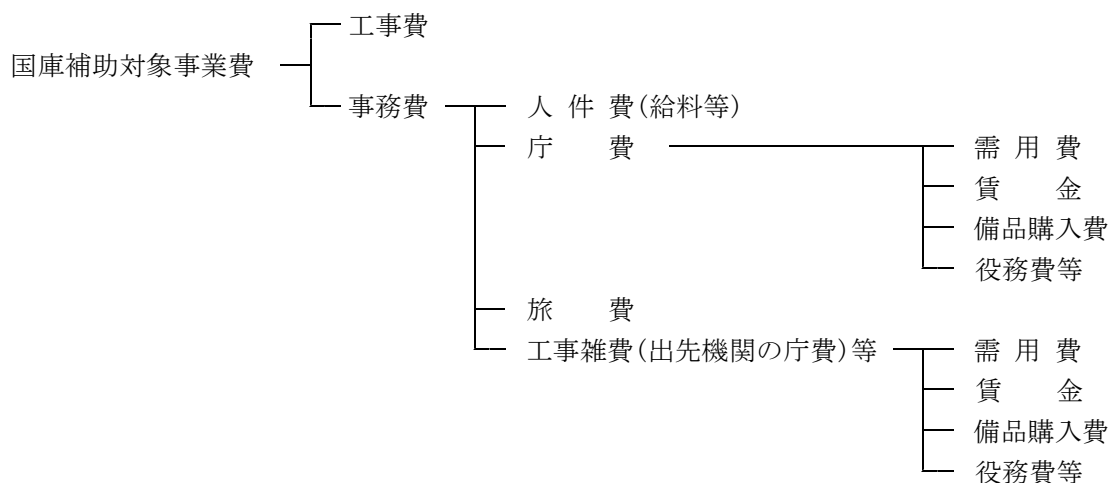
## 3 検査の状況

### (1) 国庫補助事業に係る事務費等

農林水産省及び国土交通省は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、それぞれ土地改良事業や道路整備事業等の公共事業に要する経費の一部について、これらを実施する都道府県市等に対して、補助金等を交付している。これらの公共事業に係る国庫補助対象事業費には、工事費のほか事業を実施するために必要な事務費が含まれており、その内訳はおおむね次のとおりとなっている。

すなわち、事務費は、国庫補助事業に直接従事する都道府縣市等の職員の人件費（給料、職員手当等）のほか、国庫補助事業の実施のために直接必要な物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等から構成されている（図1参照）。

図1 事務費の構成(国土交通省の例)



また、農林水産省所管の国庫補助事業には非公共事業も多く、これらの事業費にも需用費、賃金、旅費等が補助対象経費として含まれている（以下、非公共事業における需用費等の経費と上記の公共事業に係る国庫補助事業の事務費を合わせて「国庫補助事務費等」という。）。

(2) 65都道府縣市に対する検査結果

検査の結果、検査した65都道府縣市すべてにおいて、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたものが13年度から20年度までの間に、表2のとおり、20年次11億3713万余円（国庫補助金相当額5億5600万余円）、21年次29億2744万余円（同14億7302万余円）、22年次12億2440万余円（同5億6617万余円）、計52億8898万余円（同25億9520万余円）見受けられた。



表2 65都道府県市における国庫補助事務費等に係る不適正経理等の状況

(金額(単位:千円)は国庫補助事務費等。( )書きは国庫補助金相当額)

都道府県市名	所管	検査 年次	需用費	賃金	旅費	計
			不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
北海道	農林水産省	20	1,577( 791)	1,487( 1,235)	21,551(14,258)	24,616( 16,286)
	国土交通省		2,339( 1,275)	8,649( 6,037)	61,518(36,694)	72,507( 44,008)
	計		3,916( 2,067)	10,137( 7,273)	83,069(50,953)	97,123( 60,294)
青森県	農林水産省	20	2,302( 696)	—( —)	10,736( 4,081)	13,038( 4,777)
	国土交通省		7,090( 3,851)	9,562( 5,092)	21,259(11,398)	37,911( 20,343)
	計		9,392( 4,547)	9,562( 5,092)	31,995(15,480)	50,950( 25,121)
岩手県	農林水産省	20	80,922( 46,478)	41,850(19,960)	18,382( 8,023)	141,155( 74,462)
	国土交通省		32,265( 17,416)	2,073( 1,330)	28,250(14,537)	62,588( 33,284)
	計		113,188( 63,895)	43,923(21,291)	46,632(22,561)	203,744(107,747)
宮城県	農林水産省	22	58( 35)	227( 100)	5,641( 2,687)	5,927( 2,822)
	国土交通省		1,215( 610)	24( 13)	3,544( 1,812)	4,784( 2,436)
	計		1,274( 646)	252( 113)	9,185( 4,499)	10,712( 5,259)
秋田県	農林水産省	21	1,441( 664)	5,522( 2,626)	18,901( 9,314)	25,865( 12,606)
	国土交通省		252( 140)	4,117( 2,712)	4,217( 2,536)	8,587( 5,388)
	計		1,693( 805)	9,639( 5,339)	23,119(11,850)	34,452( 17,995)
山形県	農林水産省	21	6,657( 3,049)	—( —)	11,628( 5,831)	18,286( 8,880)
	国土交通省		13,105( 8,678)	17,143(12,951)	21,428(13,860)	51,677( 35,491)
	計		19,763( 11,728)	17,143(12,951)	33,057(19,691)	69,963( 44,371)
福島県	農林水産省	20	1,861( 790)	7,817( 3,335)	28,537(10,951)	38,216( 15,078)
	国土交通省		1,286( 639)	23,556(12,256)	9,757( 5,032)	34,599( 17,927)
	計		3,147( 1,429)	31,373(15,591)	38,295(15,983)	72,816( 33,005)
茨城県	農林水産省	21	63,010( 20,886)	33,828(16,275)	22,938(10,389)	119,776( 47,551)
	国土交通省		84,990( 45,750)	23,281(12,177)	15,474( 8,594)	123,746( 66,522)
	計		148,001( 66,636)	57,109(28,452)	38,413(18,984)	243,523(114,073)
栃木県	農林水産省	20	9,692( 4,345)	—( —)	732( 270)	10,424( 4,615)
	国土交通省		2,335( 1,330)	—( —)	11,245( 3,893)	13,581( 5,223)
	計		12,028( 5,675)	—( —)	11,977( 4,163)	24,006( 9,839)
群馬県	農林水産省	20	6,661( 2,978)	—( —)	3,846( 2,055)	10,508( 5,034)
	国土交通省		5,943( 3,071)	—( —)	3,286( 1,813)	9,230( 4,884)
	計		12,605( 6,049)	—( —)	7,133( 3,869)	19,738( 9,919)
埼玉県	農林水産省	21	4,112( 1,793)	5,596( 2,743)	6,637( 3,256)	16,346( 7,793)
	国土交通省		2,614( 1,220)	5,494( 3,367)	5,264( 3,466)	13,373( 8,054)
	計		6,726( 3,013)	11,091( 6,111)	11,901( 6,722)	29,719( 15,847)
千葉県	農林水産省	21	409,096(170,813)	1,789( 925)	7,045( 3,793)	417,931(175,531)
	国土交通省		427,955(223,477)	709( 376)	8,785( 4,386)	437,450(228,240)
	計		837,052(394,290)	2,499( 1,302)	15,830( 8,179)	855,381(403,772)
東京都	農林水産省	22	2,794( 701)	250( 94)	—( —)	3,044( 795)
	国土交通省		2,094( 694)	57,323(30,794)	51,533(33,841)	110,952( 65,330)
	計		4,889( 1,396)	57,573(30,888)	51,533(33,841)	113,996( 66,126)

都道府 県市名	所 管	検査 年次	需用費	賃 金	旅 費	計
			不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
神奈川県	農林水産省	22	19,993( 5,695)	21,893( 9,489)	14,462( 6,263)	56,349( 21,449)
	国土交通省		40,074( 16,967)	39,587(17,811)	26,951(11,024)	106,613( 45,803)
	計		60,068( 22,662)	61,480(27,301)	41,414(17,288)	162,963( 67,252)
新潟県	農林水産省	22	21,745( 8,829)	9,707( 4,822)	32,497(16,635)	63,950( 30,288)
	国土交通省		12,212( 6,613)	103,224(56,529)	42,460(23,461)	157,898( 86,604)
	計		33,958( 15,443)	112,932(61,352)	74,957(40,097)	221,849(116,893)
富山県	農林水産省	21	22,066( 8,819)	7,103( 3,653)	10,027( 4,570)	39,196( 17,043)
	国土交通省		6,552( 3,916)	578( 290)	1,275( 846)	8,406( 5,053)
	計		28,618( 12,736)	7,681( 3,944)	11,302( 5,416)	47,603( 22,097)
石川県	農林水産省	21	83,597( 33,633)	31,327(14,544)	16,070( 7,985)	130,995( 56,163)
	国土交通省		39,840( 21,837)	54,586(29,340)	36,461(18,990)	130,888( 70,168)
	計		123,437( 55,470)	85,913(43,884)	52,532(26,976)	261,883(126,332)
福井県	農林水産省	21	60,240( 31,279)	2,062( 924)	2,157( 978)	64,460( 33,182)
	国土交通省		32,329( 18,330)	46,430(24,264)	8,847( 5,381)	87,607( 47,976)
	計		92,570( 49,609)	48,492(25,189)	11,005( 6,359)	152,067( 81,158)
山梨県	農林水産省	21	6,758( 3,170)	601( 294)	7,532( 3,421)	14,891( 6,885)
	国土交通省		1,299( 653)	4,561( 2,456)	6,121( 3,595)	11,982( 6,706)
	計		8,057( 3,823)	5,162( 2,751)	13,654( 7,017)	26,874( 13,592)
長野県	農林水産省	20	21,863( 10,092)	50,833(25,544)	14,115( 5,814)	86,811( 41,451)
	国土交通省		2,500( 1,283)	4,215( 2,356)	12,200( 6,151)	18,917( 9,791)
	計		24,364( 11,375)	55,048(27,901)	26,316(11,965)	105,728( 51,242)
岐阜県	農林水産省	20	312( 165)	6,767( 3,411)	16,566( 9,935)	23,647( 13,512)
	国土交通省		71( 38)	14,951( 8,317)	16,648( 9,966)	31,671( 18,322)
	計		384( 204)	21,719(11,729)	33,215(19,901)	55,319( 31,834)
静岡県	農林水産省	22	3,011( 1,523)	2,264( 1,130)	3,004( 1,619)	8,280( 4,273)
	国土交通省		1,018( 592)	9,659( 6,314)	6,038( 3,850)	16,716( 10,757)
	計		4,030( 2,115)	11,923( 7,445)	9,043( 5,469)	24,996( 15,030)
愛知県	農林水産省	20	92,104( 37,422)	2,315( 862)	36,337(13,176)	130,758( 51,461)
	国土交通省		80,238( 23,955)	24,035(12,043)	75,433(42,610)	179,708( 78,609)
	計		172,343( 61,377)	26,351(12,906)	111,771(55,787)	310,466(130,070)
三重県	農林水産省	21	15,917( 8,872)	38,968(17,213)	34,842(17,053)	89,728( 43,139)
	国土交通省		3,697( 2,014)	25,701(14,822)	31,416(19,322)	60,815( 36,159)
	計		19,614( 10,886)	64,669(32,035)	66,259(36,375)	150,544( 79,298)
滋賀県	農林水産省	21	3,812( 1,863)	97( 46)	23,457(10,422)	27,368( 12,333)
	国土交通省		589( 298)	—( —)	15,406( 8,418)	15,996( 8,716)
	計		4,402( 2,162)	97( 46)	38,864(18,840)	43,364( 21,049)
京都府	農林水産省	20	13,618( 4,565)	—( —)	17,027( 8,439)	30,646( 13,005)
	国土交通省		5,491( 3,256)	—( —)	61,270(32,994)	66,762( 36,250)
	計		19,110( 7,821)	—( —)	78,298(41,434)	97,409( 49,256)
大阪府	農林水産省	21	—( —)	2,998( 1,491)	1,695( 856)	4,693( 2,348)
	国土交通省		340( 173)	2,848( 1,406)	22,480(13,371)	25,669( 14,951)
	計		340( 173)	5,847( 2,898)	24,175(14,227)	30,363( 17,299)

都道府 県市名	所 管	検査 年次	需用費	賃 金	旅 費	計
			不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
兵庫県	農林水産省	22	29,850( 11,308)	22,536(10,744)	27,432( 13,223)	79,819( 35,277)
	国土交通省		24,007( 10,937)	4,895( 2,434)	3,414( 1,747)	32,317( 15,119)
	計		53,857( 22,246)	27,431(13,179)	30,847( 14,970)	112,136( 50,396)
奈良県	農林水産省	21	25,579( 10,518)	—( —)	8,530( 3,849)	34,110( 14,367)
	国土交通省		3,120( 973)	32,228(16,392)	9,990( 5,370)	45,338( 22,736)
	計		28,699( 11,491)	32,228(16,392)	18,520( 9,220)	79,448( 37,103)
和歌山県	農林水産省	20	1,277( 557)	54,708(20,922)	7,092( 3,951)	63,078( 25,431)
	国土交通省		8,430( 5,343)	—( —)	7,876( 5,467)	16,307( 10,810)
	計		9,708( 5,901)	54,708(20,922)	14,968( 9,418)	79,385( 36,242)
鳥取県	農林水産省	21	3,014( 1,042)	474( 237)	778( 344)	4,267( 1,623)
	国土交通省		13,723( 5,774)	4,513( 1,650)	3,070( 2,075)	21,307( 9,500)
	計		16,738( 6,816)	4,987( 1,887)	3,849( 2,419)	25,574( 11,124)
島根県	農林水産省	21	18,376( 9,102)	2,078( 844)	8,136( 3,956)	28,591( 13,902)
	国土交通省		41,403( 23,502)	14,083( 7,560)	11,216( 6,737)	66,702( 37,800)
	計		59,779( 32,604)	16,161( 8,404)	19,353( 10,694)	95,294( 51,703)
岡山県	農林水産省	21	16,912( 6,518)	76,673(37,085)	8,118( 3,571)	101,704( 47,175)
	国土交通省		3,466( 1,716)	33,282(15,489)	6,283( 3,292)	43,032( 20,498)
	計		20,378( 8,234)	109,956(52,574)	14,402( 6,864)	144,737( 67,673)
広島県	農林水産省	21	1,984( 1,002)	2,524( 1,034)	23,445( 10,308)	27,954( 12,345)
	国土交通省		2,912( 1,376)	23,816(10,885)	12,742( 6,252)	39,471( 18,514)
	計		4,897( 2,379)	26,341(11,920)	36,187( 16,560)	67,425( 30,860)
山口県	農林水産省	21	3,936( 1,487)	373( 183)	4,429( 2,188)	8,739( 3,859)
	国土交通省		6,554( 3,777)	21,926(10,734)	8,073( 4,346)	36,555( 18,858)
	計		10,491( 5,265)	22,300(10,917)	12,503( 6,535)	45,294( 22,718)
徳島県	農林水産省	21	17,489( 7,438)	—( —)	4,300( 2,152)	21,790( 9,591)
	国土交通省		4,781( 2,440)	4,971( 2,476)	1,617( 804)	11,371( 5,721)
	計		22,271( 9,878)	4,971( 2,476)	5,918( 2,957)	33,162( 15,312)
香川県	農林水産省	21	390( 200)	—( —)	480( 243)	870( 443)
	国土交通省		1,417( 796)	2,231( 1,280)	2,748( 1,562)	6,396( 3,639)
	計		1,808( 997)	2,231( 1,280)	3,228( 1,805)	7,267( 4,083)
愛媛県	農林水産省	21	14,477( 6,463)	19,116( 8,657)	30,421( 15,075)	64,016( 30,197)
	国土交通省		29,804( 17,848)	15,106( 7,477)	1,010( 921)	45,920( 26,247)
	計		44,282( 24,312)	34,223(16,135)	31,431( 15,997)	109,937( 56,444)
高知県	農林水産省	21	25( 12)	21( 10)	10,162( 5,097)	10,209( 5,120)
	国土交通省		—( —)	1,265( 892)	23,404( 13,312)	24,670( 14,204)
	計		25( 12)	1,286( 903)	33,567( 18,409)	34,879( 19,325)
福岡県	農林水産省	21	4,147( 1,996)	168( 106)	15,764( 7,208)	20,081( 9,311)
	国土交通省		80( 37)	3,593( 1,703)	22,971( 13,003)	26,645( 14,745)
	計		4,228( 2,034)	3,762( 1,810)	38,736( 20,211)	46,727( 24,057)
佐賀県	農林水産省	22	14,418( 6,723)	10,275( 5,136)	9,688( 4,653)	34,382( 16,513)
	国土交通省		7,170( 2,405)	9,528( 4,872)	4,644( 2,779)	21,342( 10,057)
	計		21,589( 9,129)	19,803(10,009)	14,332( 7,432)	55,725( 26,571)

都道府 県市名	所 管	検査 年次	需用費	賃 金	旅 費	計
			不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
長崎県	農林水産省	22	28,067( 13,704)	817( 537)	2,095( 1,036)	30,980( 15,278)
	国土交通省		41,969( 8,601)	17,001(11,549)	2,132( 1,131)	61,103( 21,282)
	計		70,037( 22,305)	17,818(12,086)	4,227( 2,168)	92,083( 36,561)
熊本県	農林水産省	21	18,032( 8,848)	11,992( 5,804)	36,757( 17,512)	66,783( 32,164)
	国土交通省		28,280( 15,726)	9,787( 5,132)	15,354( 9,357)	53,422( 30,217)
	計		46,313( 24,574)	21,780(10,937)	52,111( 26,870)	120,206( 62,381)
大分県	農林水産省	20	192( 185)	-( -)	6( 3)	198( 189)
	国土交通省		7,790( 3,305)	316( 154)	12,140( 7,782)	20,246( 11,243)
	計		7,982( 3,491)	316( 154)	12,146( 7,786)	20,445( 11,432)
宮崎県	農林水産省	22	596( 316)	4,040( 1,852)	5,824( 2,695)	10,462( 4,865)
	国土交通省		567( 307)	446( 256)	184( 108)	1,198( 673)
	計		1,164( 624)	4,487( 2,109)	6,009( 2,804)	11,660( 5,538)
鹿児島県	農林水産省	21	6,162( 3,243)	248( 160)	22,243( 10,922)	28,654( 14,325)
	国土交通省		384( 226)	734( 237)	8,256( 4,087)	9,375( 4,550)
	計		6,547( 3,469)	983( 397)	30,499( 15,009)	38,030( 18,876)
沖縄県	農林水産省	21	24,309( 13,173)	24,453(14,725)	10,128( 5,803)	58,891( 33,701)
	国土交通省		35,618( 28,993)	26,190(20,362)	19,190( 15,588)	80,999( 64,944)
	計		59,928( 42,166)	50,643(35,087)	29,319( 21,391)	139,891( 98,645)
札幌市	農林水産省	22	-( -)	-( -)	-( -)	-( -)
	国土交通省		6,876( 3,707)	11,971( 4,194)	4,495( 1,884)	23,342( 9,786)
	計		6,876( 3,707)	11,971( 4,194)	4,495( 1,884)	23,342( 9,786)
仙台市	農林水産省	22	261( 29)	-( -)	-( -)	261( 29)
	国土交通省		7,073( 1,895)	-( -)	145( 81)	7,219( 1,976)
	計		7,335( 1,925)	-( -)	145( 81)	7,481( 2,006)
さいたま市	農林水産省	22	-( -)	-( -)	-( -)	-( -)
	国土交通省		2( 0)	-( -)	156( 52)	158( 52)
	計		2( 0)	-( -)	156( 52)	158( 52)
千葉市	農林水産省	21	8( 8)	-( -)	-( -)	8( 8)
	国土交通省		15,113( 5,169)	541( 185)	221( 108)	15,876( 5,463)
	計		15,121( 5,177)	541( 185)	221( 108)	15,884( 5,471)
横浜市	農林水産省	22	104( 5)	-( -)	-( -)	104( 5)
	国土交通省		7,003( 2,599)	-( -)	43( 22)	7,047( 2,622)
	計		7,107( 2,604)	-( -)	43( 22)	7,151( 2,627)
川崎市	農林水産省	22	-( -)	-( -)	-( -)	-( -)
	国土交通省		1,201( 448)	900( 450)	531( 247)	2,633( 1,145)
	計		1,201( 448)	900( 450)	531( 247)	2,633( 1,145)
新潟市	農林水産省	22	3,859( 1,378)	118( 58)	43( 21)	4,021( 1,459)
	国土交通省		28,090( 9,450)	744( 419)	-( -)	28,835( 9,870)
	計		31,949( 10,829)	863( 478)	43( 21)	32,857( 11,329)
静岡市	農林水産省	22	34,111( 17,344)	-( -)	101( 50)	34,212( 17,394)
	国土交通省		53,383( 25,454)	26,227(13,579)	2,733( 1,364)	82,343( 40,398)
	計		87,494( 42,798)	26,227(13,579)	2,834( 1,415)	116,556( 57,793)

都道府 県市名	所 管	検査 年次	需用費	賃 金	旅 費	計
			不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
浜松市	農林水産省	22	2,247( 1,141)	-( -)	7( 4)	2,254( 1,146)
	国土交通省		20,649( 9,773)	-( -)	290( 146)	20,939( 9,919)
	計		22,896( 10,915)	-( -)	297( 151)	23,193( 11,066)
名古屋市	農林水産省	22	-( -)	-( -)	204( 105)	204( 105)
	国土交通省		4,055( 2,164)	-( -)	277( 128)	4,332( 2,292)
	計		4,055( 2,164)	-( -)	481( 233)	4,536( 2,398)
京都市	農林水産省	22	270( 168)	-( -)	-( -)	270( 168)
	国土交通省		14,249( 7,019)	-( -)	1,033( 574)	15,283( 7,594)
	計		14,520( 7,188)	-( -)	1,033( 574)	15,554( 7,763)
大阪市	農林水産省	21	88( 44)	-( -)	-( -)	88( 44)
	国土交通省		266( 110)	4,082( 1,946)	1,217( 660)	5,566( 2,718)
	計		355( 155)	4,082( 1,946)	1,217( 660)	5,655( 2,762)
堺市	農林水産省	22	-( -)	-( -)	-( -)	-( -)
	国土交通省		5( 4)	-( -)	81( 81)	87( 85)
	計		5( 4)	-( -)	81( 81)	87( 85)
神戸市	農林水産省	22	967( 558)	838( 419)	-( -)	1,806( 978)
	国土交通省		4,202( 655)	-( -)	-( -)	4,202( 655)
	計		5,170( 1,214)	838( 419)	-( -)	6,008( 1,633)
岡山市	農林水産省	22	10,071( 3,513)	1,264( 635)	2( 1)	11,338( 4,150)
	国土交通省		83,072( 23,174)	907( 537)	228( 102)	84,208( 23,814)
	計		93,143( 26,687)	2,172( 1,173)	231( 103)	95,547( 27,965)
広島市	農林水産省	22	10,792( 6,596)	-( -)	-( -)	10,792( 6,596)
	国土交通省		19,356( 10,098)	-( -)	1,641( 823)	20,998( 10,921)
	計		30,149( 16,695)	-( -)	1,641( 823)	31,791( 17,518)
北九州市	農林水産省	22	213( 109)	-( -)	208( 122)	422( 231)
	国土交通省		2,429( 1,103)	-( -)	703( 331)	3,132( 1,434)
	計		2,642( 1,213)	-( -)	912( 453)	3,555( 1,666)
福岡市	農林水産省	22	301( 73)	-( -)	784( 487)	1,085( 561)
	国土交通省		465( 130)	17,448( 8,111)	1,110( 494)	19,024( 8,736)
	計		767( 204)	17,448( 8,111)	1,894( 982)	20,110( 9,297)
合 計	農林水産省	20	232,387 (109,070)	165,780 ( 75,273)	174,932 ( 80,962)	573,100 (265,306)
		21	816,458 (349,676)	267,313 (129,223)	345,998 (165,794)	1,429,770 (644,694)
		22	198,927 (86,029)	74,943 ( 35,390)	102,635 ( 49,922)	376,506 (171,343)
		小計	1,247,773 (544,777)	508,036 (239,887)	623,566 (296,679)	2,379,377 (1,081,344)
	国土交通省	20	155,784 ( 64,767)	87,359 ( 47,589)	320,889 (178,343)	564,034 (290,699)
		21	793,885 (431,732)	383,556 (208,443)	320,229 (188,155)	1,497,672 (828,330)
		22	389,061 (148,641)	300,141 (158,000)	158,699 ( 88,188)	847,901 (394,831)

都道府 県市名	所 管	検査 年次	需用費	賃 金	旅 費	計
			不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
合 計	国土交通省	小計	1,338,732 (645,141)	771,057 (414,033)	799,818 (454,687)	2,909,608 (1,513,862)
	2省計	20	388,172 (173,837)	253,140 (122,862)	495,822 (259,305)	1,137,134 (556,006)
		21	1,610,344 (781,408)	650,869 (337,666)	666,228 (353,949)	2,927,442 (1,473,025)
		22	587,988 (234,671)	375,084 (193,391)	261,334 (138,111)	1,224,407 (566,174)
		合計	2,586,505 (1,189,918)	1,279,094 (653,920)	1,423,385 (751,366)	5,288,985 (2,595,206)

これらの事態について、それぞれの事態の内容及び発生原因等に関する分析結果は次のとおりである。

#### ア 需用費の支払

65都道府県市は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定し、支出負担行為等を行って、契約した物品が納入されたことを確認（以下「検収」という。）した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

#### (ア) 不適正な経理処理等の態様

物品の購入等に係る需用費の支払について検査したところ、65都道府県市において、次のとおり、13年度から20年度までの間に、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費を支払ったりしていたものが計25億8650万余円（国庫補助金相当額11億8991万余円）見受けられた。

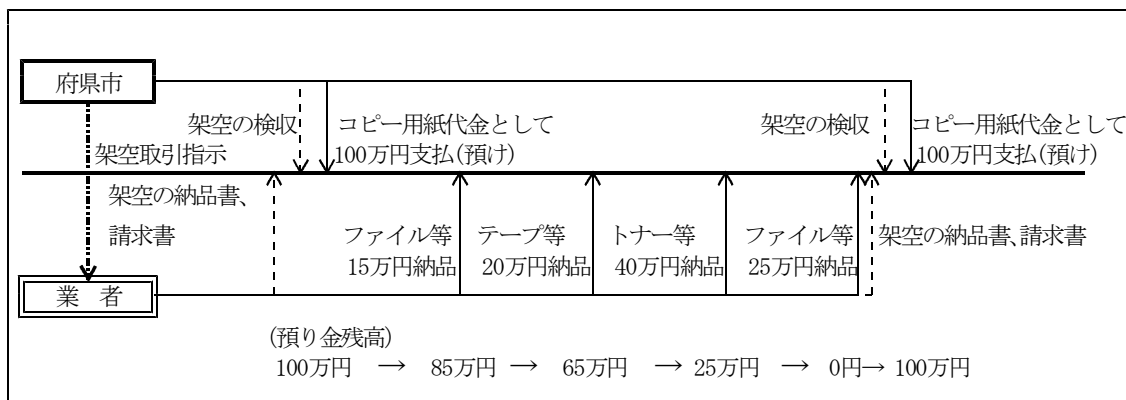
#### a 不適正な経理処理による需用費の支払

##### ① 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

28府県市、支払額9億5830万余円（国庫補助金相当額4億5797万余円）

<概念図①>

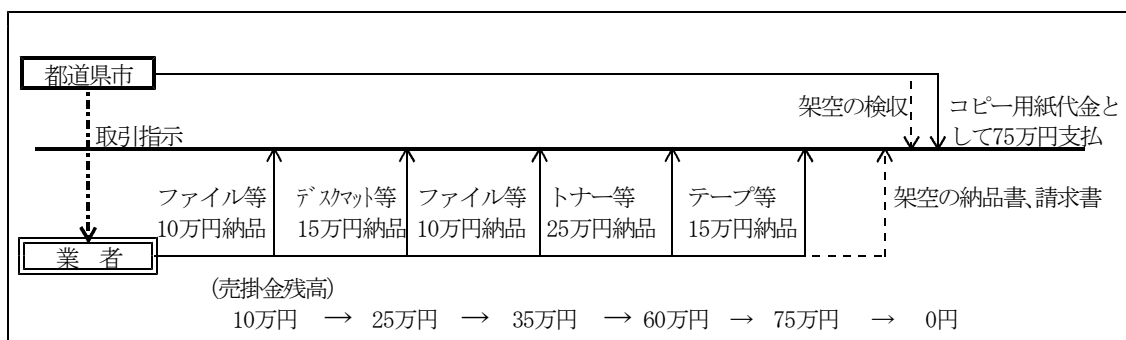


② 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

31都道県市、支払額4億2047万余円（国庫補助金相当額1億8555万余円）

<概念図②>

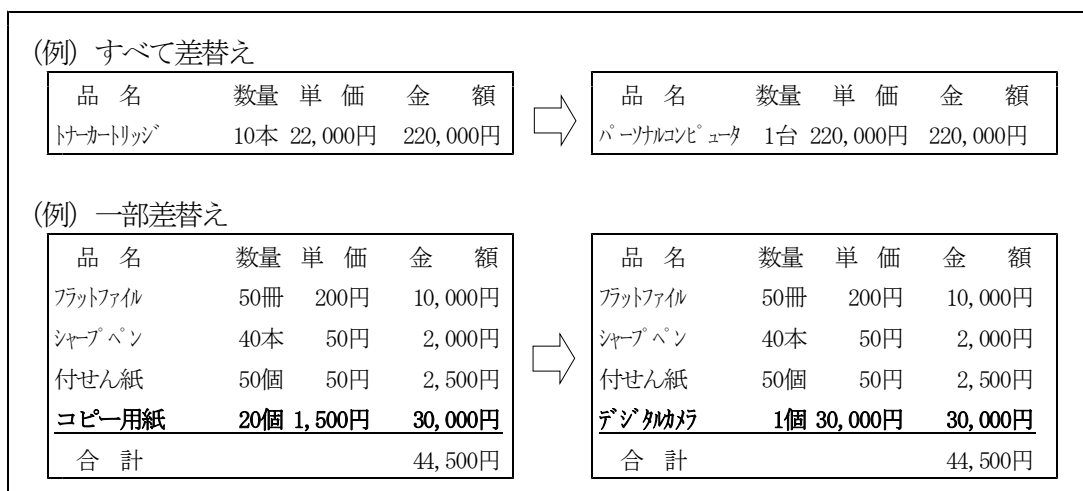


③ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

53都道府県市、支払額3億0308万余円（国庫補助金相当額1億3157万余円）

< 概念図③ >

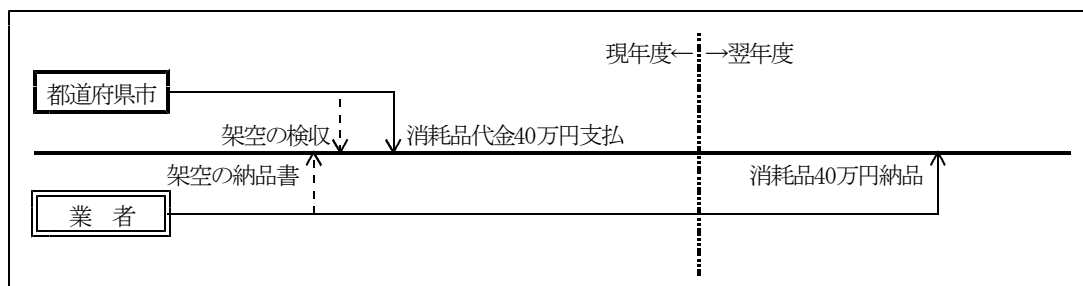


④ 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

63都道府県市、支払額7億4724万余円（国庫補助金相当額3億4031万余円）

< 概念図④ >



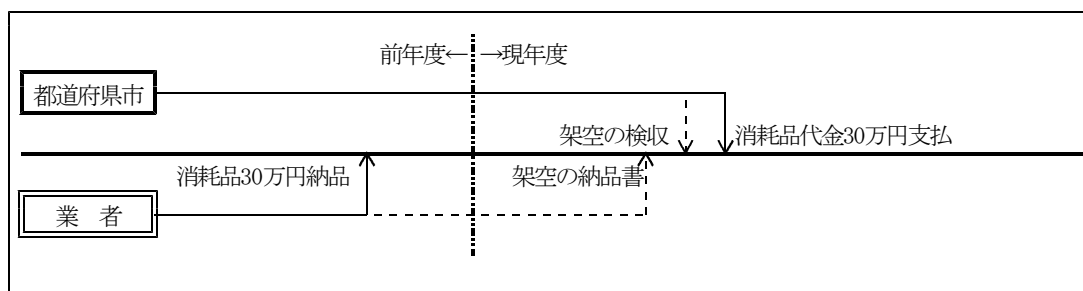
⑤ 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

60都道府県市、支払額8308万余円（国庫補助金相当額3734万余円）



< 概念図⑤ >



b 補助の対象外

名刺、職員録等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署が使用する物品の購入代金等について、国庫補助事務費等の支出科目から需用費を支払っていたもの

24区市、支払額7429万余円（国庫補助金相当額3715万余円）

上記 a の①から⑤及び b の事態を都道府県市別、態様別に示すと表3のとおりである。

表3 65都道府県市における不適正な経理処理等による需用費の支払の状況  
（金額（単位：千円）は国庫補助事務費等。（ ）書きは国庫補助金相当額）

都道府県市名	a 不適正な経理処理						b 補助の対象外	計
	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	①～⑤計		
北海道	— ( — )	732 ( 408 )	14 ( 8 )	2,618 ( 1,372 )	550 ( 278 )	3,916 ( 2,067 )	— ( — )	3,916 ( 2,067 )
青森県	— ( — )	— ( — )	4,463 ( 2,264 )	2,893 ( 1,287 )	2,034 ( 995 )	9,392 ( 4,547 )	— ( — )	9,392 ( 4,547 )
岩手県	35,669 ( 18,569 )	24,844 ( 13,430 )	13,883 ( 7,651 )	37,780 ( 23,572 )	1,010 ( 672 )	113,188 ( 63,895 )	— ( — )	113,188 ( 63,895 )
宮城県	— ( — )	— ( — )	598 ( 299 )	461 ( 239 )	— ( — )	1,060 ( 538 )	214 ( 107 )	1,274 ( 646 )
秋田県	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	159 ( 80 )	159 ( 80 )	1,534 ( 724 )	1,693 ( 805 )
山形県	— ( — )	5 ( 2 )	3,905 ( 2,001 )	11,470 ( 7,429 )	517 ( 260 )	15,898 ( 9,693 )	3,865 ( 2,034 )	19,763 ( 11,728 )
福島県	— ( — )	— ( — )	— ( — )	2,929 ( 1,320 )	218 ( 109 )	3,147 ( 1,429 )	— ( — )	3,147 ( 1,429 )
茨城県	31,194 ( 16,779 )	50,599 ( 25,980 )	10,593 ( 3,506 )	47,337 ( 17,237 )	8,276 ( 3,132 )	148,001 ( 66,636 )	— ( — )	148,001 ( 66,636 )
栃木県	365 ( 176 )	285 ( 155 )	827 ( 438 )	10,368 ( 4,793 )	182 ( 112 )	12,028 ( 5,675 )	— ( — )	12,028 ( 5,675 )
群馬県	— ( — )	— ( — )	224 ( 86 )	11,300 ( 5,370 )	1,080 ( 592 )	12,605 ( 6,049 )	— ( — )	12,605 ( 6,049 )
埼玉県	— ( — )	— ( — )	579 ( 180 )	5,378 ( 2,571 )	768 ( 261 )	6,726 ( 3,013 )	— ( — )	6,726 ( 3,013 )
千葉県	664,127 ( 322,479 )	90,156 ( 37,483 )	37,483 ( 13,611 )	44,071 ( 20,147 )	1,184 ( 554 )	837,023 ( 394,277 )	28 ( 13 )	837,052 ( 394,290 )
東京都	— ( — )	1,932 ( 485 )	534 ( 78 )	1,759 ( 674 )	663 ( 158 )	4,889 ( 1,396 )	— ( — )	4,889 ( 1,396 )
神奈川県	12,814 ( 3,652 )	4,073 ( 1,221 )	12,450 ( 5,508 )	29,346 ( 11,758 )	1,377 ( 519 )	60,062 ( 22,660 )	5 ( 2 )	60,068 ( 22,662 )

都道府 県市名	a 不適正な経理処理						b 補助の 対象外	計
	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	①～⑤計		
新潟県	— ( — )	— ( — )	711 ( 413 )	31,542 ( 14,156 )	1,704 ( 873 )	33,958 ( 15,443 )	— ( — )	33,958 ( 15,443 )
富山県	— ( — )	807 ( 330 )	3,684 ( 1,499 )	22,794 ( 10,213 )	795 ( 383 )	28,082 ( 12,427 )	536 ( 309 )	28,618 ( 12,736 )
石川県	3,768 ( 1,851 )	58,044 ( 27,283 )	8,069 ( 3,999 )	50,953 ( 21,109 )	2,602 ( 1,227 )	123,437 ( 55,470 )	— ( — )	123,437 ( 55,470 )
福井県	29,071 ( 14,887 )	29,409 ( 16,034 )	3,832 ( 2,077 )	27,565 ( 15,212 )	2,692 ( 1,397 )	92,570 ( 49,609 )	— ( — )	92,570 ( 49,609 )
山梨県	— ( — )	— ( — )	189 ( 139 )	5,957 ( 2,771 )	225 ( 111 )	6,372 ( 3,022 )	1,685 ( 801 )	8,057 ( 3,823 )
長野県	891 ( 442 )	10,701 ( 5,275 )	836 ( 333 )	10,933 ( 4,855 )	1,000 ( 467 )	24,364 ( 11,375 )	— ( — )	24,364 ( 11,375 )
岐阜県	— ( — )	— ( — )	— ( — )	212 ( 109 )	171 ( 95 )	384 ( 204 )	— ( — )	384 ( 204 )
静岡県	232 ( 149 )	279 ( 185 )	302 ( 164 )	2,171 ( 1,083 )	412 ( 218 )	3,398 ( 1,801 )	631 ( 314 )	4,030 ( 2,115 )
愛知県	65,963 ( 18,977 )	16,743 ( 6,964 )	44,480 ( 18,323 )	34,233 ( 12,734 )	10,921 ( 4,376 )	172,343 ( 61,377 )	— ( — )	172,343 ( 61,377 )
三重県	— ( — )	— ( — )	— ( — )	18,459 ( 10,201 )	1,155 ( 685 )	19,614 ( 10,886 )	— ( — )	19,614 ( 10,886 )
滋賀県	— ( — )	— ( — )	341 ( 183 )	2,967 ( 1,414 )	1,093 ( 563 )	4,402 ( 2,162 )	— ( — )	4,402 ( 2,162 )
京都府	105 ( 37 )	— ( — )	139 ( 64 )	18,740 ( 7,671 )	125 ( 47 )	19,110 ( 7,821 )	— ( — )	19,110 ( 7,821 )
大阪府	— ( — )	— ( — )	— ( — )	49 ( 24 )	290 ( 148 )	340 ( 173 )	— ( — )	340 ( 173 )
兵庫県	14,537 ( 3,878 )	2,370 ( 1,317 )	12,100 ( 5,837 )	22,713 ( 10,012 )	293 ( 147 )	52,015 ( 21,192 )	1,842 ( 1,053 )	53,857 ( 22,246 )
奈良県	— ( — )	372 ( 152 )	2,288 ( 926 )	25,822 ( 10,332 )	215 ( 79 )	28,699 ( 11,491 )	— ( — )	28,699 ( 11,491 )
和歌山県	1,357 ( 889 )	— ( — )	303 ( 138 )	8,010 ( 4,840 )	36 ( 32 )	9,708 ( 5,901 )	— ( — )	9,708 ( 5,901 )
鳥取県	— ( — )	— ( — )	6,282 ( 2,669 )	2,784 ( 805 )	7,670 ( 3,341 )	16,738 ( 6,816 )	— ( — )	16,738 ( 6,816 )
島根県	2,746 ( 1,557 )	1,321 ( 767 )	435 ( 263 )	53,446 ( 29,078 )	1,830 ( 937 )	59,779 ( 32,604 )	— ( — )	59,779 ( 32,604 )
岡山県	— ( — )	320 ( 144 )	4,490 ( 1,964 )	13,207 ( 5,322 )	2,360 ( 803 )	20,378 ( 8,234 )	— ( — )	20,378 ( 8,234 )
広島県	— ( — )	— ( — )	2,054 ( 1,005 )	2,783 ( 1,344 )	58 ( 29 )	4,897 ( 2,379 )	— ( — )	4,897 ( 2,379 )
山口県	— ( — )	— ( — )	1,395 ( 653 )	4,753 ( 2,058 )	534 ( 280 )	6,683 ( 2,993 )	3,807 ( 2,272 )	10,491 ( 5,265 )
徳島県	425 ( 104 )	— ( — )	8,289 ( 4,066 )	12,578 ( 5,186 )	977 ( 521 )	22,271 ( 9,878 )	— ( — )	22,271 ( 9,878 )
香川県	— ( — )	— ( — )	— ( — )	1,750 ( 967 )	57 ( 29 )	1,808 ( 997 )	— ( — )	1,808 ( 997 )
愛媛県	9,413 ( 5,618 )	6,517 ( 3,929 )	11,273 ( 5,596 )	8,459 ( 4,687 )	8,618 ( 4,479 )	44,282 ( 24,312 )	— ( — )	44,282 ( 24,312 )
高知県	— ( — )	— ( — )	— ( — )	5 ( 2 )	13 ( 6 )	19 ( 9 )	6 ( 3 )	25 ( 12 )
福岡県	— ( — )	— ( — )	222 ( 107 )	760 ( 317 )	3,245 ( 1,608 )	4,228 ( 2,034 )	— ( — )	4,228 ( 2,034 )
佐賀県	5,111 ( 1,836 )	1,567 ( 701 )	1,529 ( 719 )	12,217 ( 5,407 )	1,162 ( 464 )	21,589 ( 9,129 )	— ( — )	21,589 ( 9,129 )
長崎県	22,992 ( 6,588 )	14,451 ( 6,780 )	12,910 ( 4,061 )	19,012 ( 4,611 )	670 ( 262 )	70,037 ( 22,305 )	— ( — )	70,037 ( 22,305 )

都道府 県市名	a 不適正な経理処理						b 補助の 対象外	計
	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	①～⑤計		
熊本県	2,235 (1,376)	16,641 (8,228)	14,565 (8,013)	10,485 (5,719)	2,090 (1,081)	46,017 (24,419)	295 (155)	46,313 (24,574)
大分県	— (—)	— (—)	— (—)	7,982 (3,491)	— (—)	7,982 (3,491)	— (—)	7,982 (3,491)
宮崎県	— (—)	— (—)	382 (224)	607 (315)	174 (83)	1,164 (624)	— (—)	1,164 (624)
鹿児島県	— (—)	— (—)	56 (29)	6,267 (3,298)	223 (141)	6,547 (3,469)	— (—)	6,547 (3,469)
沖縄県	49,735 (35,575)	— (—)	678 (453)	5,369 (3,499)	1,012 (681)	56,794 (40,209)	3,133 (1,957)	59,928 (42,166)
札幌市	1,290 (657)	— (—)	4,171 (2,341)	1,213 (597)	1 (1)	6,677 (3,597)	198 (110)	6,876 (3,707)
仙台市	211 (65)	162 (79)	3,259 (996)	3,534 (763)	167 (20)	7,335 (1,925)	— (—)	7,335 (1,925)
さいたま市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (0)	2 (0)
千葉市	97 (31)	890 (312)	10,788 (3,671)	2,685 (930)	658 (229)	15,119 (5,175)	1 (1)	15,121 (5,177)
横浜市	— (—)	— (—)	3,532 (1,358)	223 (43)	3,193 (1,122)	6,949 (2,523)	157 (80)	7,107 (2,604)
川崎市	— (—)	215 (72)	384 (133)	536 (210)	65 (32)	1,201 (448)	— (—)	1,201 (448)
新潟市	— (—)	— (—)	9,874 (3,367)	10,587 (2,518)	295 (106)	20,757 (5,992)	11,192 (4,837)	31,949 (10,829)
静岡市	— (—)	— (—)	18,227 (8,903)	32,107 (16,153)	66 (48)	50,401 (25,105)	37,093 (17,693)	87,494 (42,798)
浜松市	2,040 (1,034)	— (—)	846 (535)	18,668 (8,765)	46 (25)	21,601 (10,360)	1,294 (554)	22,896 (10,915)
名古屋市	— (—)	2,769 (1,448)	370 (240)	914 (475)	— (—)	4,055 (2,164)	— (—)	4,055 (2,164)
京都市	282 (103)	67 (35)	3,727 (1,788)	6,680 (3,153)	2,324 (1,183)	13,082 (6,265)	1,438 (922)	14,520 (7,188)
大阪市	29 (14)	59 (29)	— (—)	10 (3)	60 (9)	160 (57)	195 (97)	355 (155)
堺市	— (—)	— (—)	— (—)	5 (4)	— (—)	5 (4)	— (—)	5 (4)
神戸市	— (—)	147 (14)	4,481 (1,080)	235 (51)	305 (68)	5,170 (1,214)	— (—)	5,170 (1,214)
岡山市	934 (248)	73,255 (21,103)	6,196 (1,867)	10,713 (2,896)	2,043 (571)	93,143 (26,687)	— (—)	93,143 (26,687)
広島市	660 (392)	10,733 (5,195)	9,580 (5,697)	3,595 (2,095)	550 (263)	25,119 (13,643)	5,030 (3,051)	30,149 (16,695)
北九州市	— (—)	— (—)	— (—)	2,148 (985)	387 (176)	2,535 (1,162)	106 (51)	2,642 (1,213)
福岡市	— (—)	— (—)	238 (26)	68 (33)	460 (143)	767 (204)	— (—)	767 (204)
計	958,309 (457,978)	420,479 (185,554)	303,084 (131,576)	747,246 (340,314)	83,088 (37,344)	2,512,208 (1,152,768)	74,297 (37,150)	2,586,505 (1,189,918)
13年度	4,403 (1,106)	38 (3)	2,235 (821)	5,819 (1,262)	210 (94)	12,707 (3,288)	— (—)	12,707 (3,288)
14年度	25,469 (8,281)	42,523 (20,614)	33,144 (13,624)	47,000 (23,700)	5,446 (1,947)	153,584 (68,169)	— (—)	153,584 (68,169)
15年度	177,637 (77,741)	85,111 (34,622)	56,136 (23,855)	133,138 (59,232)	21,195 (9,812)	473,220 (205,265)	7,754 (3,599)	480,974 (208,864)

都道府 県市名	a 不適正な経理処理						b 補助の 対象外	計
	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	①～⑤計		
16年度	164,792 ( 78,029)	91,055 ( 39,901)	58,937 ( 26,765)	144,805 ( 64,512)	14,446 ( 6,596)	474,037 ( 215,806)	19,757 ( 9,504)	493,794 ( 225,310)
17年度	246,804 (120,208)	82,353 ( 38,687)	54,832 ( 24,632)	162,749 ( 75,782)	12,119 ( 5,538)	558,859 ( 264,849)	26,532 (12,882)	585,392 ( 277,731)
18年度	195,069 ( 99,372)	53,990 ( 24,323)	49,412 ( 21,341)	146,963 ( 67,153)	15,489 ( 7,374)	460,926 ( 219,565)	10,772 ( 5,802)	471,698 ( 225,368)
19年度	135,879 ( 69,513)	45,869 ( 20,261)	35,692 ( 15,318)	97,784 ( 45,193)	10,366 ( 4,555)	325,591 ( 154,843)	7,699 ( 4,269)	333,290 ( 159,112)
20年度	8,253 ( 3,724)	19,535 ( 7,138)	12,693 ( 5,215)	8,984 ( 3,477)	3,813 ( 1,424)	53,281 ( 20,980)	1,781 ( 1,092)	55,062 ( 22,072)

(イ) 発生原因

a 不適正な経理処理による需用費の支払

前記の都道府県市において行われていた不適正な経理処理等のうち、①預け金、②一括払及び③差替えの事態は、架空取引を指示したり、虚偽の請求書等を提出させたりするなど業者の協力を得て、実際に納入された物品とは異なる品目名を記載した虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払っていたものである。この結果、実際に納入された物品については、購入の必要性、価格の妥当性等の検討を行うなどの所定の会計事務手続が行われていなかったことになる。

一方、④翌年度納入及び⑤前年度納入の事態は、翌年度以降又は前年度以前に納入された物品が現年度に納入されたこととして、都道府県市において実際の納品日と異なる日付を検収日として関係書類に記載することなどにより現年度の予算から需用費を支払ったものである。

上記の不適正な経理処理の事態について、各都道府県市では次の①から⑤までに掲げたような理由を挙げているが、これらの理由から分かるように、私的流用ではなく、事務手続の省力化や事務の効率化になるのであれば、多少の手続のかしは許されるとするなど公金取扱いの重要性に対する認識が欠如していたこと、交付を受けた補助金等は返還が生じないようにすべてを使い切らなければならないという意識が会計法令を遵守しなければならないという意識より優先していたことなどが事態の発生原因になっているものと認められる。

① 預け金

- ・「予算は使い切らなければならない」、「返還すると翌年度の予算が減額される」といった誤った認識や慣習、前例を踏襲すればよいとする職場風

土があった。

- ・国庫補助事務費等は返還することができないという誤った理解から、年度末に工事雑費が余った場合など決算額を調整するための手段として、やむを得ないという認識により行っていた。
- ・公共事業費を全額執行するために、需用費で最終調整を行ったものであり、精算事務を容易に行うべく、預け金の手法を用いて実施していた。
- ・県の他機関の予算担当者から、消耗品購入の予算不足を理由とする予算配分の依頼を受けて、その原資を預け金を用いてねん出していた。

## ② 一括払

- ・事務手続の省力化を図るために、随時納入された物品について、その都度経理処理を行うことなく、後日一括して支払っていた。
- ・購入物品の必要性の説明や予定価格の査定など煩わしい手続を行うことをせずに、必要な物品を手軽に納品をさせることができることから、安易に業者を利用していた。
- ・少額な物品や頻繁に使用する消耗品については、会計法令等の遵守よりも事務の効率性を優先させて、その都度契約を締結せずに、支払額がまとまった時点で一括して虚偽の契約を締結する取扱いを行っていた。
- ・予算の執行管理が不十分で予算不足が生じたことにより未払となっていた購入代金を一括して支払い精算していた。
- ・納品ごとに請求書を提出してもらうことをせずに、請求書を月単位で提出してもらうことが慣例化しており、実際の納品と異なる物品が請求書に記載されたものにより支払が行われていた。

## ③ 差替え

- ・備品購入費等の予算が措置されにくいことから、必要な備品を他の消耗品の品目に書き換えた書類を作成し納品させていた。
- ・至急に必要となった物品について、通常の会計事務手続では納品までに時間がかかることから、単価契約物品を購入することとして発注を行っていた。
- ・国庫補助事務費等の備品購入費で備品を購入する場合は、事前に使途協議が必要で、当該年度の補助事業で必要不可欠であることなどの制約がある

ため、そのような手続を避けるために備品購入費ではなく消耗品を購入することとして需用費から支払っていた。

- ・契約した物品の発注後、納品までの間に品目の変更を依頼したが、契約の取消しや新たな契約行為といった適正な会計事務処理手続を怠っていた。

#### ④ 翌年度納入

- ・現年度予算の不用額が多額になるのを抑制するために、翌年度に入ってから納品についても現年度の日付で検収したこととしていた。
- ・年度内に納品されると見込んで発注をしたが、納品が遅れて翌年度になってしまった。
- ・検収担当者が物品納入の際に数量の確認を怠り、全量納品されたものとして検収していた。
- ・納品書の納品日が空欄のまま提出されることや納品書を1か月分まとめて請求書と一緒に提出されることが慣習としてあり、支出処理の際に、実際の納品日の確認が不十分となっていた。
- ・年度内に納品が確実になるような計画的な発注、取引業者に対する履行確認などが十分でなかったため、納入時期が遅延したものがあつた。

#### ⑤ 前年度納入

- ・支払をしていない前年度の請求書が見付かったが、前年度の予算が不足していたため、現年度に納品されたこととして、現年度の予算から支払っていた。
- ・前年度末に、現年度の初めに必要な物品を発注したところ、現年度ではなく前年度に納品されたため、そのまま受領して現年度の予算で支払った。
- ・過去において、発注、検収の都度行うべき事務処理を省略したことや予算の執行管理が不十分で予算不足が生じたことにより未払となっていたものを現年度予算で精算していた。
- ・最終の決算見込提出後に必要となった物品については、追加要求を行う手続ができなかったことから、年度が替わり予算執行可能となった時点で、業者に前年度納入した物品の見積・請求書の提出を依頼して、現年度に納入があつたものとして担当者の履行確認により業者へ支払を行っていた。

上記のほか、①から⑤までの事態に共通する発生原因として、契約事務と検

収事務を同一の担当者が行っていたために、検収事務が形がい化して、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして経理処理することが安易にできたなど会計事務手続に問題があり、内部統制が機能していなかったことなどが挙げられる。

b 補助の対象外

補助の対象外に需用費が支払われた原因については、各縣市では、次のような理由を挙げている。

- ・国庫補助対象事務費等で執行できる物品の購入等の範囲を拡大解釈していた。
- ・事務費を国庫補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分ではなかった。
- ・他部署の予算不足を補うために補助事業を実施していない部署で使用する物品を購入していた。

(ウ) 会計事務手続における問題点

前記の事態のうち不適正な経理処理が行われていた事態の発生原因について、都道府県市の会計事務手続における問題点を検証するなどして分析した。

a 65都道府県市における主な会計事務手続

65都道府県市で行われていた主な会計事務手続を大別すると、次の(a)、(b)及び(c)に分類される。

(a) 契約事務を各部局から独立した集中調達機関が行い、検収事務は調達要求課が行っているもの

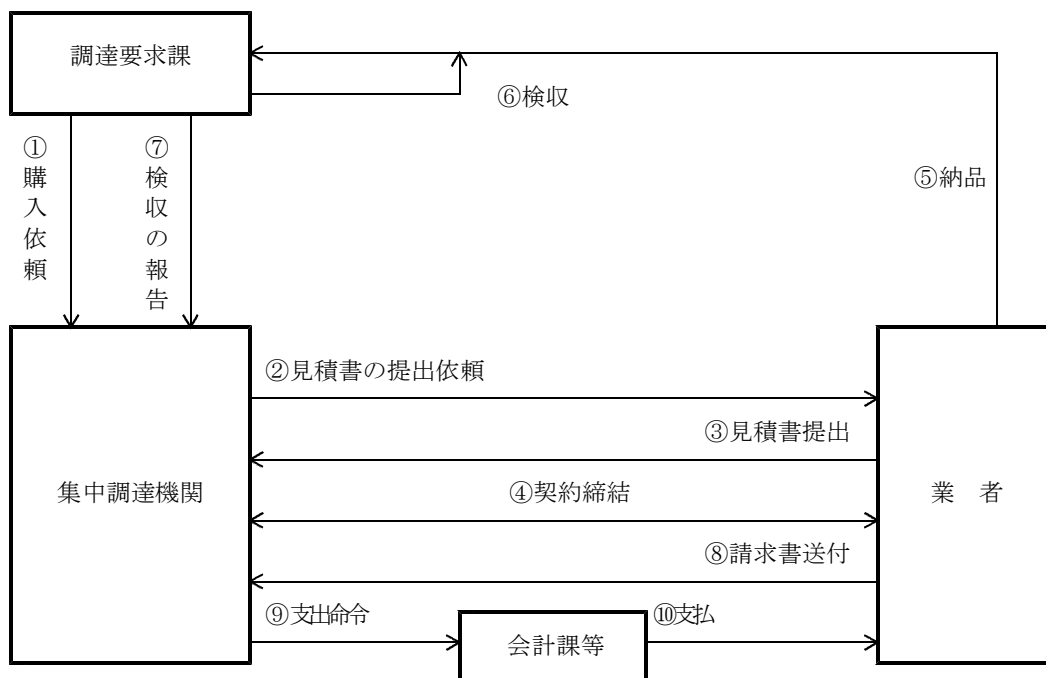
この会計事務手続においては、物品等の調達要求元である各部署（以下(注)「調達要求課」という。）が属する部局から独立した集中調達機関が、業者に対する見積書の提出依頼、契約事務等を行い、調達要求課は集中調達機関への購入依頼や検収事務等を行うこととなっている（図2参照）。

そして、予算の管理等を行っている調達要求課は、直接業者に発注しないこととなっていることから、納品前に業者と接触することができないため、予算消化等を目的に、業者に対して架空取引等を指示して預け金等を行うことは容易にはできない。また、契約事務は集中調達機関が、検収事務は調達要求課が、それぞれ行っているために、職務の分担による相互けん制が機能

しやすい状況となっている。

(注)集中調達機関 事務の効率化を目的として各部署が使用する汎用的な消耗品等を一元的に購入するために設置された機関であり、出納局等に設置されている。

図2 契約事務を集中調達機関が行い、検収事務は調達要求課が行っているもの



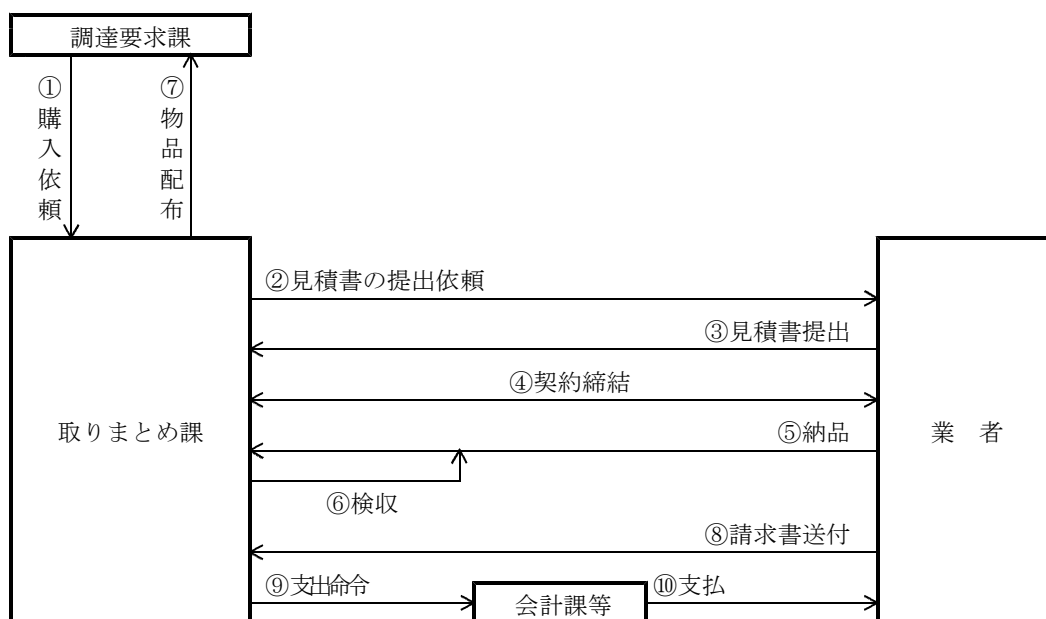
(b) 契約事務及び検収事務を取りまとめ課が行っているもの

この会計事務手続においては、各部局内において各調達要求課の物品調達を取りまとめる部署（管理課、総務課等。以下「取りまとめ課」という。）が業者に対する見積書の提出依頼、契約締結、検収事務等を行い、調達要求課は取りまとめ課への購入依頼のみを行うこととなっている（図3参照）。

調達要求課は、直接業者に発注しないこととなっていることから業者と接触することができないため、(a)の場合と同様に、業者に対して架空取引等を指示して預け金等を行うことは容易にはできない。ただし、取りまとめ課が契約事務及び検収事務の両方を行っているため、契約した物品が納入されていなくても納入されたこととして検収することが可能であり、職務の分担による相互けん制は機能しにくい状況となっている。



図3 契約事務及び検収事務を取りまとめ課が行っているもの

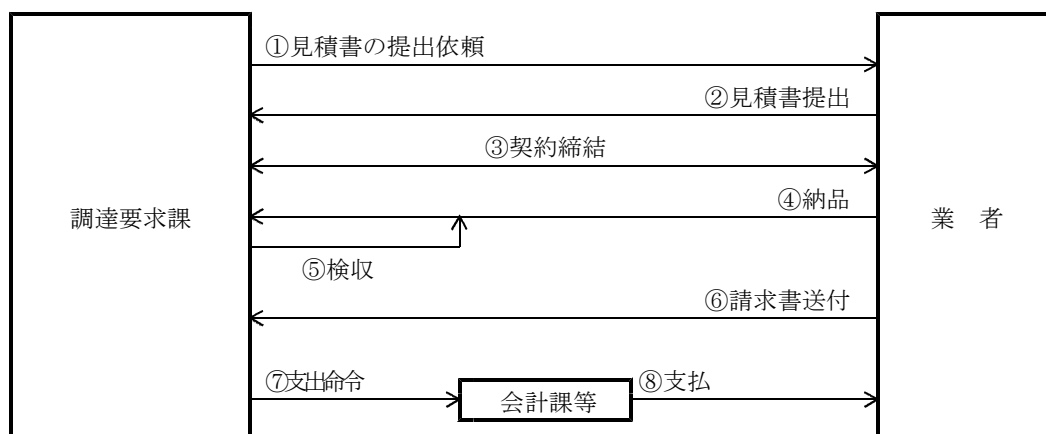


(c) 見積書の提出依頼から検収に至るまでの一連の会計事務手続を調達要求課が行っているもの

この会計事務手続においては、調達要求課が見積書の提出依頼、契約締結、検収事務等の一連の会計事務手続を行っている（図4参照）。

調達要求課は、集中調達機関や取りまとめ課を通さずに業者に直接発注することが可能であるため、予算消化等を目的に、業者に対して架空取引等を指示して預け金等の経理処理を行うことが容易となっている。また、契約事務及び検収事務も調達要求課が行っており、職務の分担による相互けん制が機能しにくい状況となっている。

図4 一連の会計事務手続を調達要求課が行っているもの



b 預け金等の不適正な経理処理の金額が多額に上っていた県市における主な会計事務手続

前記の①から⑤までの不適正な経理処理の態様のうち、「①預け金」、「②一括払」及び「③差替え」は、実際に納入された物品とは異なる品目名を記載した虚偽の内容の関係書類を作成するなどして行われた経理処理であり、当該物品の購入の必要性、価格の妥当性等の検討を行うなどの所定の会計事務手続を行うことなく需用費を支払っていたものである。

そして、これらの態様の不適正な経理処理を成立させるためには、虚偽の内容の見積書や請求書を提出させるなど業者側の協力が不可欠であり、また、実際には納入されていない物品が納入されたとして検収したように装う必要がある。このため、調達要求課が業者に直接発注できること、また、契約事務と検収事務を行う部署が同一であることなどが必要となる。

このように、契約事務と検収事務を行う部署が同一であるなど会計事務手続において相互けん制が機能していなかったことが不適正な経理処理の事態の要因と考えられる。現に21年次に会計実地検査を実施した28府県市のうち、不適正な経理処理の事態がほとんど見受けられなかった秋田県では職務の分担による相互けん制が機能しやすい(a)の会計事務手続により、また、預け金等の不適正な経理処理が多額に行われていた千葉県では職務の分担による相互けん制が機能しにくい(c)の会計事務手続により行われていた（これらの検査の状況については平成20年度決算検査報告に記載している。）。

そこで、会計実地検査を行った65都道府県市のうち、預け金、一括払及び差替えによる不適正な経理処理により支出された国庫補助事務費等の金額の合計が1000万円以上となっていた17県市（これらの17県市における預け金、一括払及び差替えの3態様の合計額は、65都道府県市における当該3態様の合計額の約94%を占めている。）において不適正な経理処理を行っていた452か所のうちの80か所について会計事務手続の状況を検証した。

その結果、上記80か所のうち、集中調達機関が契約事務を行い調達要求課が検収事務を行うなど職務の分担による相互けん制が機能しやすい(a)の会計事務手続によるものは皆無となっていた。

そして、80か所の大半の54か所においては、調達要求課が発注から検収まで

の一連の会計事務手続を行える前記(c)の会計事務手続により物品購入を行っていた。

また、(b)の会計事務手続により物品購入等を行っていた残りの26か所においても、個別に確認したところ、取りまとめ課は、関係書類の審査等を行っているのみで実際は調達要求課が業者に対する見積書の提出依頼、検収等を行っていたり、調達要求課の意向に沿った物品購入を行うために業者に架空取引等を指示したりなどして、実質的には(c)の会計事務手続に近いものとなっていた。

#### イ 賃金の支払

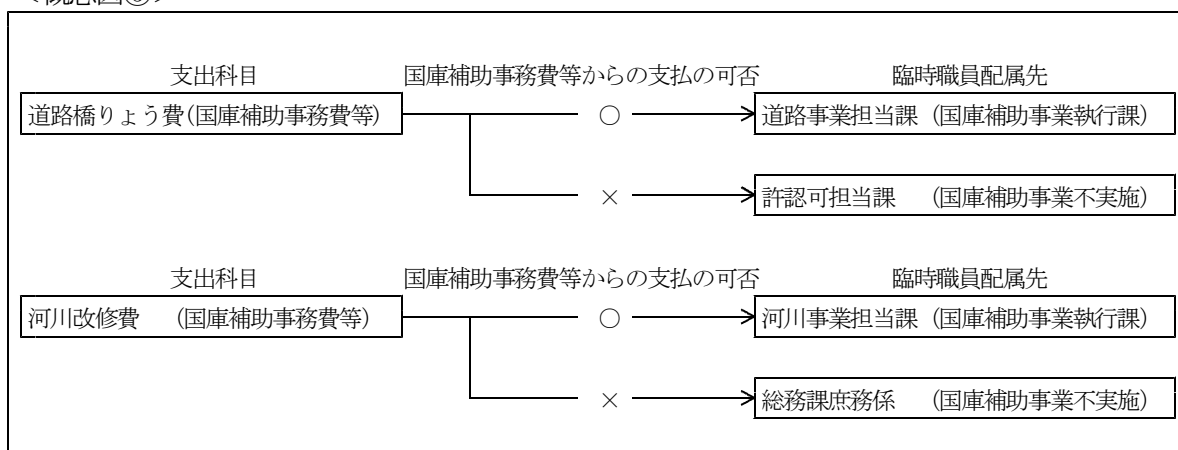
臨時職員に対する賃金の支払について検査したところ、53都道府県市において、次の(ア)の a 及び b のとおり、14年度から20年度までの間に計12億7909万余円（国庫補助金相当額6億5392万余円）を補助の対象とならない用途に使用していた。

##### (ア) 補助の対象とならない用途に支払われた賃金の態様

##### a 国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払

46都道府県市は、14年度から20年度までの間に、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から賃金計6億4890万余円（国庫補助金相当額3億4574万余円）を支払っていた。

#### <概念図⑥>



これらの事態を所管別にみると表4のとおりとなっている。

表4 国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払に係る所管別の内訳及び主な例

所管	賃金支払額(割合)	主な例
農林水産省	1億4868万余円(22.9%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産調整監秘書(文書の收受、来客の受付等の業務)</li> <li>・植樹祭推進室(植樹祭の企画、計画、運営等の業務)</li> <li>・全国漁港漁場大会担当係(全国漁港漁場大会の運営等に関する業務)</li> <li>・漁港管理事務所(漁港の維持管理に関する業務)</li> <li>・管理部猟政・鳥獣保護等担当(狩猟免許の登録等に関する業務)</li> <li>・財政課(予算に関する業務)</li> <li>・会計課出納係(公金の支払に関する業務)</li> <li>・人事課人事係(人事記録等に関する業務)</li> <li>・総務課庶務係(職員の出勤簿の管理や給料の計算等の業務)</li> <li>・税務部直税課(税の収納等に関する業務)</li> </ul>
国土交通省	5億0022万余円(77.1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木企画課計画調整係(交通安全指導に関する業務)</li> <li>・維持管理課(道路の維持、修繕等の業務)</li> <li>・許認可指導課(広告物の許認可等の業務)</li> <li>・収用委員会事務局(土地収用等に関する業務)</li> <li>・入札制度関連統計作業(電子入札システムのデータ整理業務)</li> <li>・ダム管理事務所(ダムの維持管理に関する業務)</li> <li>・建築指導課(建築確認、申請の受付等に関する業務)</li> <li>・河川砂防課管理係(河川及び砂防の許認可等の業務)</li> <li>・住宅課建設技術センター(建設業に係る技術及び事務の研修に関する業務)</li> <li>・廃棄物政策課(廃棄物処理施設の整備等に関する業務)</li> <li>・都市緑化フェア推進課(緑化ボランティアを活用した事業等に関する業務)</li> <li>・公園管理課管理係(公園、霊園等の維持管理に関する業務)</li> <li>・高速道対策局(高速道路等の整備に関する協議、調整に関する業務)</li> <li>・総合グラウンド等施設整備班(総合グラウンド等の利用受付等の業務)</li> <li>・管財課庁舎管理係(庁舎の維持管理に関する業務)</li> <li>・商工部イベント推進課(市内の各種イベントの企画、運営に関する業務)</li> <li>・総務課秘書係(部長等への書類の配布、来客の受付業務)</li> </ul>
計	6億4890万余円(100%)	

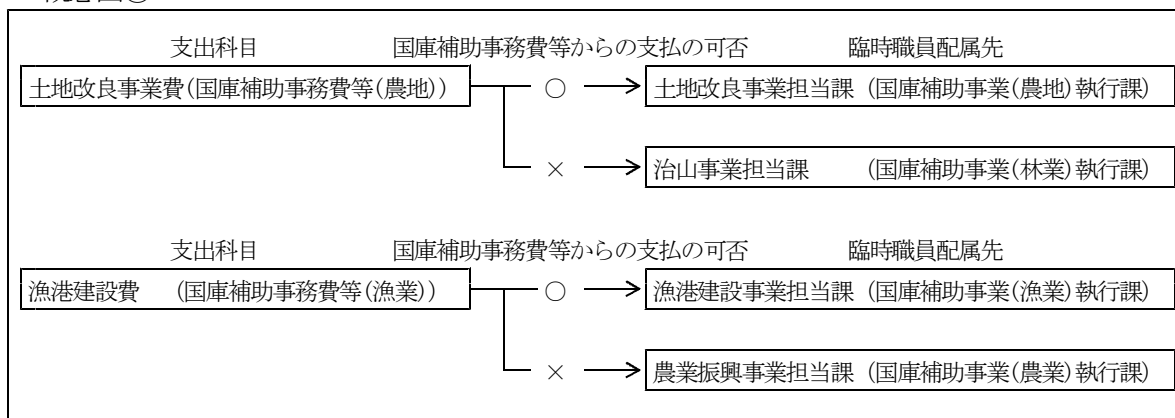
(注) 金額は国庫補助事務費等である。

表4のとおり、これらの事態は農林水産省所管の国庫補助事務費等よりも国土交通省所管の国庫補助事務費等に係る賃金に多く見受けられた。これは、国土交通省関係の公共事業を実施している県土整備部や土木部等の部局には、許認可指導や維持管理・修繕等を主な業務としていて国庫補助事業を実施していない課室が多いことによるものと思料される。

b 他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払

41都道府県市は、14年度から20年度までの間に、臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金計6億3018万余円（国庫補助金相当額3億0817万余円）を支払っていた。

<概念図⑦>



これらの事態を所管別及び本庁・出先機関別にみると表5のとおりとなっている。

表5 他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払の事態に係る所管別及び本庁・出先機関別の内訳

所管	本庁	出先機関	計
農林水産省	1億0418万余円 (29.0%)	2億5517万余円 (71.0%)	3億5935万余円 (100%)
国土交通省	1394万余円 (5.1%)	2億5688万余円 (94.9%)	2億7083万余円 (100%)
計	1億1813万余円 (18.7%)	5億1205万余円 (81.3%)	6億3018万余円 (100%)

(注) 金額は国庫補助事務費等であり、( )内は所管別合計に対する本庁・出先機関の割合である。

表5のとおり、これらの事態は、本庁よりも出先機関に多くみられた。

例えば、本庁の道路課には、原則として道路事業費の科目からしか賃金予算が令達されないために、道路課に配属された臨時職員には河川改良費等の他の科目から賃金が支払われることはない。一方、出先機関の土木事務所等では、道路や河川、砂防等の複数の事業を行っており、本庁からは道路事業費や河川改良費、砂防事業費等複数の科目の賃金予算が令達されるが、臨時職員の業務内容に応じた支出科目から賃金を支払うことについての認識が十分でないと、前記の概念図⑦のように異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金が支払われてしまうことになる。

上記 a 及び b の事態を都道府県市別、態様別、所管別に示すと表6のとおりである。

表6 補助の対象とならない用途に支払われた賃金の状況

(金額(単位:千円)は国庫補助事務費等。( )書きは国庫補助金相当額)

都道府県 市 名	態様 a			態様 b			合計		
	農林水産省	国土交通省	2省計	農林水産省	国土交通省	2省計	農林水産省	国土交通省	2省計
北海道	- ( - )	8,649 ( 6,037)	8,649 ( 6,037)	1,487 ( 1,235)	- ( - )	1,487 ( 1,235)	1,487 ( 1,235)	8,649 ( 6,037)	10,137 ( 7,273)
青森県	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	9,562 ( 5,092)	9,562 ( 5,092)	- ( - )	9,562 ( 5,092)	9,562 ( 5,092)
岩手県	- ( - )	1,106 ( 847)	1,106 ( 847)	41,850 ( 19,960)	966 ( 483)	42,816 ( 20,443)	41,850 ( 19,960)	2,073 ( 1,330)	43,923 ( 21,291)
宮城県	227 ( 100)	24 ( 13)	252 ( 113)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	227 ( 100)	24 ( 13)	252 ( 113)
秋田県	1,456 ( 662)	1,364 ( 1,013)	2,821 ( 1,675)	4,065 ( 1,964)	2,753 ( 1,698)	6,818 ( 3,663)	5,522 ( 2,626)	4,117 ( 2,712)	9,639 ( 5,339)
山形県	- ( - )	11,860 ( 9,081)	11,860 ( 9,081)	- ( - )	5,282 ( 3,870)	5,282 ( 3,870)	- ( - )	17,143 ( 12,951)	17,143 ( 12,951)
福島県	- ( - )	- ( - )	- ( - )	7,817 ( 3,335)	23,556 ( 12,256)	31,373 ( 15,591)	7,817 ( 3,335)	23,556 ( 12,256)	31,373 ( 15,591)
茨城県	33,450 ( 16,112)	15,720 ( 8,166)	49,170 ( 24,279)	377 ( 162)	7,560 ( 4,011)	7,938 ( 4,173)	33,828 ( 16,275)	23,281 ( 12,177)	57,109 ( 28,452)
埼玉県	- ( - )	5,494 ( 3,367)	5,494 ( 3,367)	5,596 ( 2,743)	- ( - )	5,596 ( 2,743)	5,596 ( 2,743)	5,494 ( 3,367)	11,091 ( 6,111)
千葉県	1,065 ( 599)	252 ( 132)	1,317 ( 732)	724 ( 325)	456 ( 244)	1,181 ( 570)	1,789 ( 925)	709 ( 376)	2,499 ( 1,302)
東京都	- ( - )	57,323 ( 30,794)	57,323 ( 30,794)	250 ( 94)	- ( - )	250 ( 94)	250 ( 94)	57,323 ( 30,794)	57,573 ( 30,888)
神奈川県	15,223 ( 7,196)	30,050 ( 13,438)	45,274 ( 20,635)	6,669 ( 2,293)	9,536 ( 4,372)	16,206 ( 6,666)	21,893 ( 9,489)	39,587 ( 17,811)	61,480 ( 27,301)
新潟県	7,348 ( 3,674)	82,841 ( 45,447)	90,190 ( 49,121)	2,359 ( 1,148)	20,383 ( 11,081)	22,742 ( 12,230)	9,707 ( 4,822)	103,224 ( 56,529)	112,932 ( 61,352)
富山県	59 ( 39)	- ( - )	59 ( 39)	7,043 ( 3,613)	578 ( 290)	7,622 ( 3,904)	7,103 ( 3,653)	578 ( 290)	7,681 ( 3,944)
石川県	16,376 ( 7,723)	44,362 ( 24,240)	60,739 ( 31,964)	14,950 ( 6,820)	10,224 ( 5,099)	25,174 ( 11,920)	31,327 ( 14,544)	54,586 ( 29,340)	85,913 ( 43,884)
福井県	- ( - )	22,424 ( 11,888)	22,424 ( 11,888)	2,062 ( 924)	24,005 ( 12,376)	26,067 ( 13,301)	2,062 ( 924)	46,430 ( 24,264)	48,492 ( 25,189)
山梨県	- ( - )	2,348 ( 1,247)	2,348 ( 1,247)	601 ( 294)	2,213 ( 1,209)	2,814 ( 1,503)	601 ( 294)	4,561 ( 2,456)	5,162 ( 2,751)
長野県	886 ( 347)	2,599 ( 1,507)	3,486 ( 1,854)	49,946 ( 25,197)	1,615 ( 849)	51,562 ( 26,046)	50,833 ( 25,544)	4,215 ( 2,356)	55,048 ( 27,901)
岐阜県	- ( - )	- ( - )	- ( - )	6,767 ( 3,411)	14,951 ( 8,317)	21,719 ( 11,729)	6,767 ( 3,411)	14,951 ( 8,317)	21,719 ( 11,729)
静岡県	- ( - )	2,671 ( 1,727)	2,671 ( 1,727)	2,264 ( 1,130)	6,987 ( 4,587)	9,251 ( 5,717)	2,264 ( 1,130)	9,659 ( 6,314)	11,923 ( 7,445)
愛知県	- ( - )	16,216 ( 8,082)	16,216 ( 8,082)	2,315 ( 862)	7,819 ( 3,960)	10,135 ( 4,823)	2,315 ( 862)	24,035 ( 12,043)	26,351 ( 12,906)
三重県	18,062 ( 7,052)	16,432 ( 9,521)	34,494 ( 16,574)	20,906 ( 10,161)	9,269 ( 5,300)	30,175 ( 15,461)	38,968 ( 17,213)	25,701 ( 14,822)	64,669 ( 32,035)
滋賀県	97 ( 46)	- ( - )	97 ( 46)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	97 ( 46)	- ( - )	97 ( 46)
大阪府	2,889 ( 1,436)	- ( - )	2,889 ( 1,436)	109 ( 54)	2,848 ( 1,406)	2,957 ( 1,461)	2,998 ( 1,491)	2,848 ( 1,406)	5,847 ( 2,898)
兵庫県	10,107 ( 5,081)	1,933 ( 954)	12,040 ( 6,035)	12,428 ( 5,662)	2,961 ( 1,480)	15,390 ( 7,143)	22,536 ( 10,744)	4,895 ( 2,434)	27,431 ( 13,179)
奈良県	- ( - )	28,723 ( 15,014)	28,723 ( 15,014)	- ( - )	3,504 ( 1,378)	3,504 ( 1,378)	- ( - )	32,228 ( 16,392)	32,228 ( 16,392)

都道府県 市 名	態様a			態様b			合計		
	農林水産省	国土交通省	2省計	農林水産省	国土交通省	2省計	農林水産省	国土交通省	2省計
和歌山県	- ( - )	- ( - )	- ( - )	54,708 ( 20,922)	- ( - )	54,708 (20,922)	54,708 ( 20,922)	- ( - )	54,708 ( 20,922)
鳥取県	474 ( 237)	618 ( 309)	1,093 ( 546)	- ( - )	3,894 ( 1,341)	3,894 ( 1,341)	474 ( 237)	4,513 ( 1,650)	4,987 ( 1,887)
島根県	- ( - )	1,602 ( 851)	1,602 ( 851)	2,078 ( 844)	12,481 ( 6,708)	14,559 ( 7,553)	2,078 ( 844)	14,083 ( 7,560)	16,161 ( 8,404)
岡山県	1,926 ( 724)	12,765 ( 6,037)	14,691 ( 6,762)	74,746 ( 36,360)	20,517 ( 9,451)	95,264 (45,811)	76,673 ( 37,085)	33,282 ( 15,489)	109,956 ( 52,574)
広島県	933 ( 516)	4,130 ( 1,829)	5,063 ( 2,345)	1,591 ( 518)	19,686 ( 9,055)	21,278 ( 9,574)	2,524 ( 1,034)	23,816 ( 10,885)	26,341 ( 11,920)
山口県	- ( - )	- ( - )	- ( - )	373 ( 183)	21,926 ( 10,734)	22,300 ( 10,917)	373 ( 183)	21,926 ( 10,734)	22,300 ( 10,917)
徳島県	- ( - )	3,728 ( 1,806)	3,728 ( 1,806)	- ( - )	1,243 ( 670)	1,243 ( 670)	- ( - )	4,971 ( 2,476)	4,971 ( 2,476)
香川県	- ( - )	840 ( 445)	840 ( 445)	- ( - )	1,390 ( 834)	1,390 ( 834)	- ( - )	2,231 ( 1,280)	2,231 ( 1,280)
愛媛県	9,585 ( 3,511)	9,370 ( 4,564)	18,956 ( 8,075)	9,531 ( 5,145)	5,735 ( 2,913)	15,266 ( 8,059)	19,116 ( 8,657)	15,106 ( 7,477)	34,223 ( 16,135)
高知県	- ( - )	1,265 ( 892)	1,265 ( 892)	21 ( 10)	- ( - )	21 ( 10)	21 ( 10)	1,265 ( 892)	1,286 ( 903)
福岡県	168 ( 106)	- ( - )	168 ( 106)	- ( - )	3,593 ( 1,703)	3,593 ( 1,703)	168 ( 106)	3,593 ( 1,703)	3,762 ( 1,810)
佐賀県	3,598 ( 1,775)	3,181 ( 1,842)	6,780 ( 3,618)	6,677 ( 3,361)	6,346 ( 3,029)	13,023 ( 6,390)	10,275 ( 5,136)	9,528 ( 4,872)	19,803 ( 10,009)
長崎県	817 ( 537)	17,001 ( 11,549)	17,818 ( 12,086)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	817 ( 537)	17,001 ( 11,549)	17,818 ( 12,086)
熊本県	- ( - )	9,683 ( 5,081)	9,683 ( 5,081)	11,992 ( 5,804)	104 ( 51)	12,097 ( 5,855)	11,992 ( 5,804)	9,787 ( 5,132)	21,780 ( 10,937)
大分県	- ( - )	316 ( 154)	316 ( 154)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	316 ( 154)	316 ( 154)
宮崎県	- ( - )	- ( - )	- ( - )	4,040 ( 1,852)	446 ( 256)	4,487 ( 2,109)	4,040 ( 1,852)	446 ( 256)	4,487 ( 2,109)
鹿児島県	248 ( 160)	734 ( 237)	983 ( 397)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	248 ( 160)	734 ( 237)	983 ( 397)
沖縄県	21,454 ( 12,902)	23,414 ( 18,405)	44,869 ( 31,307)	2,998 ( 1,822)	2,775 ( 1,957)	5,774 ( 3,779)	24,453 ( 14,725)	26,190 ( 20,362)	50,643 ( 35,087)
札幌市	- ( - )	11,971 ( 4,194)	11,971 ( 4,194)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	11,971 ( 4,194)	11,971 ( 4,194)
千葉市	- ( - )	541 ( 185)	541 ( 185)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	541 ( 185)	541 ( 185)
川崎市	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	900 ( 450)	900 ( 450)	- ( - )	900 ( 450)	900 ( 450)
新潟市	118 ( 58)	744 ( 419)	863 ( 478)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	118 ( 58)	744 ( 419)	863 ( 478)
静岡市	- ( - )	23,476 ( 12,152)	23,476 ( 12,152)	- ( - )	2,750 ( 1,426)	2,750 ( 1,426)	- ( - )	26,227 ( 13,579)	26,227 ( 13,579)
大阪市	- ( - )	4,082 ( 1,946)	4,082 ( 1,946)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	4,082 ( 1,946)	4,082 ( 1,946)
神戸市	838 ( 419)	- ( - )	838 ( 419)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	838 ( 419)	- ( - )	838 ( 419)
岡山市	1,264 ( 635)	907 ( 537)	2,172 ( 1,173)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1,264 ( 635)	907 ( 537)	2,172 ( 1,173)
福岡市	- ( - )	17,448 ( 8,111)	17,448 ( 8,111)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	17,448 ( 8,111)	17,448 ( 8,111)
計	148,681 ( 71,660)	500,226 (274,081)	648,908 (345,741)	359,355 (168,226)	270,830 (139,952)	630,186 (308,178)	508,036 (239,887)	771,057 (414,033)	1,279,094 (653,920)

(イ) 発生原因

上記の事態について、各都道府県市が挙げた発生原因を示すと次のとおりである。

- a 国庫補助事務費等で支払える賃金の範囲を拡大解釈していたこと
  - ・国庫補助事業の補助対象範囲などに関する認識が希薄であったため、国庫補助事業の事務費として執行できる賃金の範囲を拡大解釈していた。
  - ・国庫補助事業の実施に直接関係のない付帯的な業務を行う臨時職員への賃金についても、補助の対象と解釈して補助金等の事務費から支出していた。
- b 補助事業の目的どおりに使用することの認識が十分でなかったこと
  - ・補助金は使い切らなければならないという意識が強かったため、予算が不足した事業について他の事業の予算で執行していた。
- c 臨時職員が配属された課室の所掌する業務内容の把握が十分でなかったこと
  - ・賃金の支払部署において、臨時職員の業務内容・目的を十分に確認しないまま支払っていた。
  - ・臨時職員が担当する業務内容を事務分掌や任用通知等において明確に記載していなかったため、誤った支出科目から賃金を支払ってしまった。
- d 事務処理の誤りなど
  - ・国庫補助事業を実施していない課に配属された臨時職員を事務処理上誤って補助対象としていた。
  - ・全臨時職員の賃金の支払を、その業務内容に関係なく、ある月は土地改良費、ある月は林業費など月ごとに異なった費目から支払っていた。

ウ 旅費の支払

職員の旅費の支払について検査したところ、64都道府県市において、13年度から20年度までの間に計14億2338万余円（国庫補助金相当額7億5136万余円）を補助の対象とならない用途に使用していた。

(ア) 補助の対象とならない用途に支払われた旅費の態様

補助の対象とならない用途に支払われていた旅費について、その用務内容を大別すると次の①から⑨のとおりとなる。

- ①辞令交付、あいさつ回り、人事異動に伴う事務引継等
- ②都道府県市の単独事業に係るしゅん工検査、用地交渉等



- ③都道府県市のイベント事業等への参加
- ④起工式、開通式等記念式典への出席
- ⑤部長等の管内視察及びその随行
- ⑥各種協議会・期成同盟会等任意団体の総会等への出席
- ⑦新採用職員研修等国庫補助事業に関係しない研修等への出席
- ⑧外部団体が主催するセミナー等のうち国庫補助事業の実施に直接関係しない研修等への出席
- ⑨その他国庫補助事業と直接の関連性が認められない出張

<概念図⑧>

支出科目	国庫補助事務費等からの支払の可否	出張用務(例)
道路橋りょう費(国庫補助事務費等)	○ →	補助事業の道路建設に係る設計審査(国庫補助対象用務)
	○ →	補助事業の橋りょう新設に係る工法協議(国庫補助対象用務)
	○ →	補助事業の新設道路に係る用地交渉(国庫補助対象用務)
	× →	①人事異動に伴う事務引継 (国庫補助対象外用務)
	× →	②単独事業に係る本庁への予算要求(国庫補助対象外用務)
	× →	③イベントの準備・受付等への動員(国庫補助対象外用務)
	× →	④道路開通式への出席 (国庫補助対象外用務)
	× →	⑤土木部長の管内視察に係る随行 (国庫補助対象外用務)
	× →	⑥道路建設促進協議会総会への出席(国庫補助対象外用務)
	× →	⑦メンタルヘルス研修への出席 (国庫補助対象外用務)
	× →	⑧〇〇フォーラムへの出席 (国庫補助対象外用務)
× →	⑨国土交通本省への予算要望 (国庫補助対象外用務)	

上記の事態を、都道府県市別、用務内容の態様別に示すと表7のとおりである。

表7 補助の対象とならない用途に支払われた旅費の状況

(金額(単位:千円)は国庫補助事務費等。( )書きは国庫補助金相当額)

都道府県 市 名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
北海道	7,191 (4,720)	8,602 (5,138)	4,049 (2,559)	2,518 (1,548)	3,950 (2,390)	18,791 (11,307)	7,699 (4,683)	19,457 (11,982)	10,810 (6,622)	83,069 (50,953)
青森県	350 (154)	72 (38)	1,192 (609)	882 (465)	0 (0)	1,023 (546)	3,399 (1,759)	23,561 (11,202)	1,512 (703)	31,995 (15,480)
岩手県	1,175 (542)	9 (4)	2,995 (1,319)	1,465 (653)	478 (225)	3,254 (1,582)	9,875 (4,612)	24,916 (12,422)	2,462 (1,196)	46,632 (22,561)
宮城県	1,236 (602)	735 (347)	1,798 (895)	304 (128)	38 (15)	866 (428)	710 (343)	1,504 (769)	1,991 (968)	9,185 (4,499)
秋田県	2,263 (1,127)	1,447 (745)	2,052 (1,179)	419 (262)	463 (235)	1,000 (557)	1,176 (584)	7,843 (3,938)	6,452 (3,220)	23,119 (11,850)
山形県	1,663 (867)	5,581 (3,541)	534 (298)	343 (185)	518 (286)	3,573 (2,279)	831 (511)	4,694 (2,770)	15,315 (8,951)	33,057 (19,691)
福島県	8,831 (3,743)	3,976 (1,695)	2,569 (1,008)	606 (232)	210 (80)	5,268 (2,428)	2,443 (1,136)	11,300 (4,347)	3,089 (1,311)	38,295 (15,983)
茨城県	2,620 (1,327)	3,540 (1,779)	4,395 (2,068)	1,981 (1,062)	1,544 (752)	6,403 (3,264)	5,566 (2,615)	9,511 (4,678)	2,849 (1,434)	38,413 (18,984)
栃木県	118 (41)	31 (11)	2,236 (775)	83 (29)	322 (111)	2,274 (787)	860 (300)	6,017 (2,094)	32 (11)	11,977 (4,163)
群馬県	45 (24)	156 (84)	16 (8)	21 (11)	32 (18)	398 (217)	539 (294)	5,329 (2,883)	591 (325)	7,133 (3,869)
埼玉県	1,232 (780)	3,502 (2,018)	2,704 (1,292)	370 (249)	694 (432)	709 (415)	394 (260)	1,016 (588)	1,276 (684)	11,901 (6,722)
千葉県	915 (458)	7,180 (3,784)	570 (300)	92 (49)	33 (17)	112 (55)	4,921 (2,540)	674 (316)	1,329 (656)	15,830 (8,179)
東京都	10 (7)	47,818 (31,516)	67 (40)	25 (16)	19 (12)	384 (238)	171 (107)	678 (479)	2,356 (1,422)	51,533 (33,841)
神奈川県	1,111 (395)	24,525 (9,962)	1,103 (509)	7 (2)	18 (7)	59 (41)	916 (354)	1,430 (589)	12,241 (5,425)	41,414 (17,288)
新潟県	5,562 (2,932)	6,534 (3,479)	2,301 (1,196)	674 (378)	689 (379)	8,224 (4,605)	8,375 (4,470)	11,549 (6,164)	31,046 (16,491)	74,957 (40,097)
富山県	285 (152)	0 (0)	592 (287)	327 (158)	155 (77)	530 (361)	344 (173)	7,796 (3,581)	1,271 (623)	11,302 (5,416)
石川県	4,605 (2,331)	3,813 (1,970)	9,061 (4,555)	1,043 (543)	2,616 (1,362)	12,615 (6,649)	3,004 (1,506)	6,058 (3,060)	9,713 (4,996)	52,532 (26,976)
福井県	372 (209)	453 (272)	210 (105)	34 (27)	1 (0)	3,566 (2,261)	242 (111)	1,953 (1,077)	4,171 (2,292)	11,005 (6,359)
山梨県	986 (467)	2,332 (1,156)	1,800 (909)	348 (161)	440 (239)	1,658 (923)	1,355 (640)	2,975 (1,622)	1,756 (896)	13,654 (7,017)
長野県	816 (374)	980 (414)	4,572 (1,892)	383 (167)	596 (255)	3,384 (1,611)	3,318 (1,431)	10,261 (4,903)	2,003 (913)	26,316 (11,965)
岐阜県	5,981 (3,582)	2,076 (1,244)	4,450 (2,666)	671 (402)	214 (128)	3,476 (2,082)	6,426 (3,852)	9,781 (5,861)	136 (81)	33,215 (19,901)
静岡県	378 (207)	2,789 (1,633)	713 (368)	376 (227)	180 (101)	513 (260)	303 (178)	1,577 (1,042)	2,209 (1,450)	9,043 (5,469)
愛知県	11,678 (4,897)	20,822 (11,319)	6,075 (2,895)	2,589 (1,190)	2,046 (1,071)	16,751 (9,010)	16,551 (7,704)	26,193 (12,867)	9,061 (4,832)	111,771 (55,787)
三重県	2,754 (1,462)	22,269 (12,143)	1,620 (832)	375 (214)	488 (293)	5,011 (3,036)	3,971 (2,105)	10,901 (5,895)	18,866 (10,390)	66,259 (36,375)
滋賀県	6,165 (2,911)	6,876 (3,406)	10,124 (4,668)	864 (442)	609 (333)	1,883 (1,019)	3,369 (1,687)	6,048 (2,963)	2,921 (1,408)	38,864 (18,840)
京都府	8,509 (4,578)	17,460 (9,357)	1,447 (753)	1,230 (631)	521 (270)	11,686 (6,171)	9,470 (4,875)	25,239 (13,345)	2,733 (1,450)	78,298 (41,434)
大阪府	468 (250)	2,801 (1,454)	553 (289)	62 (32)	15 (8)	2,447 (1,306)	1,339 (702)	1,844 (965)	14,643 (9,218)	24,175 (14,227)

都道府県 市 名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
兵庫県	5,240 ( 2,449)	3,220 ( 1,533)	4,433 ( 2,217)	1,215 ( 607)	427 ( 190)	1,373 ( 674)	1,110 ( 511)	4,138 ( 2,064)	9,688 ( 4,721)	30,847 ( 14,970)
奈良県	999 ( 489)	2,121 ( 967)	1,306 ( 647)	675 ( 360)	561 ( 272)	1,615 ( 927)	8,054 ( 3,924)	2,544 ( 1,301)	642 ( 329)	18,520 ( 9,220)
和歌山県	88 ( 50)	59 ( 33)	966 ( 582)	351 ( 226)	59 ( 37)	1,884 ( 1,251)	1,070 ( 606)	5,618 ( 3,567)	4,870 ( 3,064)	14,968 ( 9,418)
鳥取県	629 ( 449)	189 ( 104)	40 ( 16)	15 ( 7)	134 ( 86)	786 ( 654)	530 ( 226)	1,171 ( 705)	351 ( 170)	3,849 ( 2,419)
島根県	675 ( 351)	578 ( 295)	92 ( 46)	472 ( 225)	126 ( 90)	4,109 ( 2,434)	382 ( 206)	8,392 ( 4,482)	4,523 ( 2,561)	19,353 ( 10,694)
岡山県	26 ( 20)	758 ( 384)	491 ( 247)	275 ( 145)	445 ( 193)	2,890 ( 1,427)	173 ( 92)	3,803 ( 1,791)	5,536 ( 2,561)	14,402 ( 6,864)
広島県	5,975 ( 2,865)	9,117 ( 4,151)	4,952 ( 1,871)	1,050 ( 486)	578 ( 265)	3,947 ( 1,858)	5,598 ( 2,631)	2,437 ( 1,129)	2,529 ( 1,300)	36,187 ( 16,560)
山口県	518 ( 339)	1,087 ( 471)	511 ( 232)	279 ( 169)	85 ( 48)	1,201 ( 612)	638 ( 350)	2,231 ( 1,076)	5,948 ( 3,232)	12,503 ( 6,535)
徳島県	265 ( 136)	1,839 ( 932)	82 ( 40)	91 ( 45)	0 ( 0)	445 ( 222)	1,526 ( 760)	618 ( 309)	1,050 ( 508)	5,918 ( 2,957)
香川県	182 ( 95)	308 ( 189)	— ( —)	2 ( 1)	148 ( 81)	1,599 ( 934)	416 ( 209)	148 ( 81)	421 ( 212)	3,228 ( 1,805)
愛媛県	15,045 ( 7,117)	1,162 ( 702)	775 ( 384)	474 ( 256)	395 ( 210)	2,213 ( 1,308)	2,454 ( 1,380)	4,087 ( 2,116)	4,824 ( 2,520)	31,431 ( 15,997)
高知県	2,224 ( 1,138)	579 ( 284)	554 ( 278)	350 ( 188)	572 ( 285)	7,848 ( 4,477)	2,886 ( 1,503)	5,140 ( 2,726)	13,411 ( 7,526)	33,567 ( 18,409)
福岡県	825 ( 388)	6,416 ( 3,224)	2,239 ( 1,092)	1,142 ( 598)	4,351 ( 2,247)	7,316 ( 4,077)	2,938 ( 1,376)	3,418 ( 1,774)	10,087 ( 5,430)	38,736 ( 20,211)
佐賀県	844 ( 432)	873 ( 502)	1,482 ( 760)	263 ( 113)	58 ( 36)	1,515 ( 877)	1,030 ( 494)	3,079 ( 1,626)	5,184 ( 2,589)	14,332 ( 7,432)
長崎県	334 ( 183)	506 ( 264)	— ( —)	45 ( 29)	82 ( 40)	595 ( 309)	585 ( 300)	380 ( 193)	1,698 ( 847)	4,227 ( 2,168)
熊本県	2,225 ( 1,118)	9,014 ( 4,896)	5,537 ( 2,712)	1,524 ( 762)	2,007 ( 1,142)	4,928 ( 2,774)	5,901 ( 2,806)	10,372 ( 5,116)	10,599 ( 5,540)	52,111 ( 26,870)
大分県	— ( —)	— ( —)	— ( —)	153 ( 97)	125 ( 80)	2,499 ( 1,602)	723 ( 463)	8,081 ( 5,180)	563 ( 361)	12,146 ( 7,786)
宮崎県	278 ( 102)	67 ( 34)	465 ( 244)	151 ( 66)	223 ( 112)	677 ( 312)	411 ( 200)	1,092 ( 528)	2,641 ( 1,201)	6,009 ( 2,804)
鹿児島県	2,401 ( 1,230)	2,827 ( 1,525)	1,234 ( 547)	1,051 ( 516)	1,211 ( 623)	4,755 ( 2,184)	2,063 ( 1,061)	2,471 ( 1,229)	12,483 ( 6,091)	30,499 ( 15,009)
沖縄県	968 ( 565)	1,908 ( 1,220)	2,069 ( 1,265)	2,363 ( 1,861)	942 ( 789)	7,638 ( 5,783)	4,324 ( 3,014)	3,705 ( 2,887)	5,398 ( 4,004)	29,319 ( 21,391)
札幌市	64 ( 21)	839 ( 354)	60 ( 25)	0 ( 0)	— ( —)	1,043 ( 473)	582 ( 194)	1,283 ( 500)	621 ( 314)	4,495 ( 1,884)
仙台市	48 ( 27)	— ( —)	73 ( 40)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	23 ( 13)	145 ( 81)
さいたま市	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	156 ( 52)	156 ( 52)
千葉市	8 ( 4)	1 ( 1)	120 ( 54)	7 ( 3)	10 ( 10)	5 ( 2)	11 ( 4)	44 ( 20)	11 ( 5)	221 ( 108)
横浜市	0 ( 0)	— ( —)	— ( —)	1 ( 0)	0 ( 0)	— ( —)	33 ( 17)	— ( —)	7 ( 3)	43 ( 22)
川崎市	9 ( 3)	16 ( 8)	10 ( 3)	3 ( 1)	2 ( 1)	33 ( 16)	33 ( 15)	48 ( 23)	374 ( 173)	531 ( 247)
新潟市	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	43 ( 21)	43 ( 21)

都道府県 市 名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
静岡市	179 ( 82)	13 ( 4)	49 ( 22)	0 ( 0)	2 ( 1)	30 ( 17)	41 ( 20)	1,734 ( 900)	783 ( 365)	2,834 ( 1,415)
浜松市	6 ( 2)	— ( —)	— ( —)	14 ( 8)	— ( —)	95 ( 41)	— ( —)	13 ( 6)	167 ( 91)	297 ( 151)
名古屋市	— ( —)	— ( —)	— ( —)	0 ( 0)	0 ( 0)	101 ( 47)	2 ( 1)	0 ( 0)	375 ( 184)	481 ( 233)
京都市	— ( —)	10 ( 5)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	362 ( 206)	— ( —)	31 ( 15)	629 ( 347)	1,033 ( 574)
大阪市	6 ( 3)	— ( —)	246 ( 178)	— ( —)	118 ( 53)	273 ( 169)	— ( —)	252 ( 95)	320 ( 160)	1,217 ( 660)
堺市	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	81 ( 81)	81 ( 81)
岡山市	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	112 ( 48)	— ( —)	1 ( 0)	117 ( 54)	231 ( 103)
広島市	— ( —)	85 ( 43)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	611 ( 255)	21 ( 7)	— ( —)	923 ( 516)	1,641 ( 823)
北九州市	23 ( 16)	— ( —)	2 ( 1)	— ( —)	— ( —)	68 ( 33)	66 ( 39)	745 ( 359)	6 ( 4)	912 ( 453)
福岡市	92 ( 42)	183 ( 122)	89 ( 32)	4 ( 2)	153 ( 76)	374 ( 251)	— ( —)	170 ( 85)	826 ( 370)	1,894 ( 982)
計	117,523 (58,883)	240,177 (130,779)	97,700 (47,833)	30,088 (16,262)	29,727 (16,086)	178,822 (99,720)	141,180 (71,955)	317,391 (164,322)	270,773 (145,523)	1,423,385 ( 751,366)

(注) 表中の①から⑨は、28及び29ページで分類した①から⑨の用務内容である。

#### (イ) 発生原因

上記の事態について、各都道府県市が挙げた発生原因を示すと次のとおりである。

- a 国庫補助事務費等で支払える旅費の範囲を拡大解釈していたこと
  - ・限られた予算の効率的な活用を図るという考えから、補助目的との関連性できるだけ広義に解釈して、補助事業と直接的には関連のない用務についても対象とするなど適正な予算執行について職員の認識が十分でなかった。
- b 補助事業の目的どおりに使用することの認識が十分でなかったこと
  - ・支出科目について十分考慮せず予算の残額がある科目から執行していた。
  - ・補助対象範囲など、補助事務費の執行に対する認識が十分でなかったことから、国庫補助事業と単独事業の明確な区分経理を行っていなかった。
- c 出張の用務内容の把握が十分でなかったこと
  - ・出張者と経理担当者の連携が十分でなかったため、出張用務が補助事業に当たるか正確に把握しないまま旅費が支払われていた。
  - ・旅行命令簿等の記載が十分でなかったため、出張目的が国庫補助事業に関する

る用務に該当するかが分からないものとなっていた。

d 事務処理の誤りなど

- ・誤って国庫補助事業と関係のない用務に係る出張についても国庫補助事務費等から支払ってしまった。
- ・決算時に支出科目を更正する予定であったが、その処理を失念していた。

(3) 20、21両年次に会計実地検査を行った40道府県市の補助金等の返還状況

会計検査院が20、21両年次に会計実地検査を行い、平成19年度決算検査報告及び平成20年度決算検査報告において、国庫補助事務費等に係る不適正な経理処理等について不当事項として掲記した40道府県市の22年7月末現在における補助金等の返還状況は表8のとおりであり、会計検査院の指摘に対応する国庫補助金相当額の返還については、国に対して既に返還済み又は農林水産省及び国土交通省において返還に向けて協議中となっている。

表8 40道府県市における補助金等の返還状況（平成22年7月末現在）（単位：千円）

検査年次	道府県市名	補助金等返還額	補助金等の返還状況
平成20年次	北海道	59,447	国に返還済み
	青森県	25,002	国に返還済み
	岩手県	99,806	国に返還済み
	福島県	32,719	国に返還済み
	栃木県	13,018	国に返還済み
	群馬県	10,688	国に返還済み
	長野県	51,506	国に返還済み
	岐阜県	30,157	国に返還済み
	愛知県	129,904	国に返還済み
	京都府	48,081	国に返還済み
	和歌山県	40,011	国に返還済み
	大分県	10,592	国に返還済み
	20年次計	550,935	
	21年次	秋田県	17,598
山形県		44,043	国に返還済み
茨城県		111,388	国に返還済み
埼玉県		7,793	農林水産省所管分は国に返還済み。国土交通省所管分は協議中
千葉県		168,490	農林水産省所管分は国に返還済み。国土交通省所管分は協議中
富山県		22,221	国に返還済み
石川県		—	協議中
福井県		76,538	国に返還済み
山梨県		13,576	国に返還済み
三重県		78,343	国に返還済み

検査年次	道府県市名	補助金等返還額	補助金等の返還状況
21年次	滋賀県	20,995	国に返還済み
	大阪府	17,345	国に返還済み
	奈良県	37,303	国に返還済み
	鳥取県	9,631	国に返還済み
	島根県	53,958	農林水産省所管分は国に返還済み。国土交通省所管分は一部協議中
	岡山県	70,696	国に返還済み
	広島県	30,860	国に返還済み
	山口県	21,376	国土交通省所管分は国に返還済み。農林水産省所管分は一部協議中
	徳島県	15,321	国に返還済み
	香川県	3,995	国に返還済み
	愛媛県	55,043	国に返還済み
	高知県	18,667	国に返還済み
	福岡県	—	協議中
	熊本県	32,039	農林水産省所管分は一部国に返還済み。国土交通省所管分は協議中
	鹿児島県	13,054	農林水産省所管分は一部国に返還済み。国土交通省所管分は協議中
	沖縄県	93,075	国に返還済み
	千葉市	8	農林水産省所管分は国に返還済み。国土交通省所管分は協議中
	大阪市	2,763	国に返還済み
21年次計	1,036,129		
20、21両年次計	1,587,065		

(注) 上記の補助金等の返還額の中には、より詳細に個別に補助事業を特定した上で当該補助金等に係る補助率を乗じて算出しているものなどがあるために、道府県市の予算科目の目レベルで国庫補助事務費等の総額に占める各補助金等の割合を乗じて算出した会計検査院の指摘金額とは完全には一致しない。

#### (4) 65都道府県市における内部調査の状況

65都道府県市の中には、平成19年度決算検査報告等を踏まえて同様の観点及び着眼点で事務費等に係る内部調査を実施している都道府県市がある。20年5月から22年5月末までの内部調査の実施状況は、表9のとおりであり、内部調査を終えたのは50都道府県市、実施中は4県市（うち2県では22年10月までに内部調査を終えその結果を公表）、未実施は11県市（うち1市では22年6月に内部調査を実施し8月までに内部調査を終えその結果を公表）となっている。

そして、内部調査を終えた53都道府県市（22年10月までに内部調査を終えその結果を公表した上記3県市を含む。）からの報告によれば、不適正な経理処理等により支払われた金額は計111億1328万余円であり、うち国庫補助金相当額は算定中の県を除いて

12億5504万余円となっている。

表9 65都道府県市における内部調査の状況（平成20年5月から22年5月末まで）

（単位：千円）

都道府県市名	調査期間	調査対象			調査結果	
		部 局	項 目	年 度	不適正金額等 農林水産省及び国 土交通省所管分	国庫補助金相当額 農林水産省及び国 土交通省所管分
北海道	平成20年 11月～21 年2月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 賃 金 旅 費	19	35,535 (35,535)	17,935 (17,935)
青森県	20年10月 ～11月	知事部局	需 用 費 賃 金 旅 費	15～19	49,438 (35,526)	24,238 (18,085)
	20年12月 ～21年2月	知事部局及び教育庁ほ か7機関	需 用 費 (消耗品)			
岩手県	20年10月 ～11月	全部局（警察本部を除 く。）	需 用 費	14～20	61,312 (27,671)	12,868 (12,607)
		農林水産省及び国土交 通省所管の補助事業の 所管部局	賃 金 旅 費	19		
	20年11月 ～21年10 月	警察本部	需 用 費 そ の 他	15～20	206,226	21,062
宮城県	未 実 施					
秋田県	20年10月 ～21年3月	農林水産省及び国土交 通省所管の補助事業の 所管部局	需 用 費 賃 金 旅 費	18	21 (21)	9 (9)
山形県	20年12月 ～21年10 月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 賃 金 旅 費	19、20	3,036 (3,036)	2,113 (2,113)
福島県	20年11月	全部局	需 用 費 賃 金 旅 費	19	28,142 (27,893)	14,493 (14,299)
茨城県	20年11月 ～21年10 月	全部局	需 用 費	14～19	418,479 (148,001)	73,554 (66,636)
栃木県	20年11月 ～12月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 旅 費	19	6,173 (6,173)	3,551 (3,551)
群馬県	20年10月 ～11月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 賃 金	19	2,017 (2,017)	1,325 (1,325)
	21年8月	同 上	旅 費	19	7,394 (7,394)	3,903 (3,903)
埼玉県	20年10月 ～12月	知事部局	需 用 費 賃 金 旅 費	15～19	61,886 (56,908)	39,065 (34,590)
千葉県	20年10月 ～21年9月	全部局	需 用 費	15～19	2,113,375 (856,405)	算定中 (算定中)
	21年10月 ～12月	同上	需 用 費 賃 金 旅 費 そ の 他	15～20		
	21年3月 ～22年2月	警察本部	需 用 費 賃 金 旅 費 そ の 他	15～20		

都道府県 市名	調査期間	調査対象			調査結果	
		部 局	項 目	年 度	不適正金額等 (農林水産省及び国 土交通省所管分)	国庫補助金相当額 (農林水産省及び国 土交通省所管分)
東 京 都	20年11月	農林水産省及び国土交通省の補助事業所管部局のうち3部局	需用費 金 旅 賃 費	18～19	1,766	—
	20年11月 ～21年3月	国庫補助金等の受入実績があるすべての部局	需用費 金 旅 賃 費	15～19	—	—
神 奈 川 県	20年10月 ～21年3月	総務部統計課	国庫委託事業に係るすべての経費	14～19	25,364 (1,170)	25,364 (1,170)
	20年10月 ～21年4月	全部局	需用費 金 旅 賃 備品購入費	19	247,284 (246,383)	101,465 (100,939)
		農林水産省及び国土交通省の補助事業の所管部局	需用費 金 旅 賃 備品購入費	15～18		
	21年5月 ～22年2月	全部局	需用費 金 旅 賃 備品購入費	15～21	2,742,360 (17,349)	94,657 (10,085)
	22年4月 ～22年7月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 金 旅 賃 報 酬 報 償 委 託 役 務 費 備品購入費 負担金・補助 及び交付金	17～21	283,870 (75,307)	34,937 (34,465)
新 潟 県	20年10月 ～21年2月	全部局	需用費 旅 賃 金(謝金含む)	15～19	112,104 (20,040)	15,800 (10,201)
	21年9月	同 上	需用費 金 旅 賃 費	20、21	—	—
富 山 県	21年10月 ～22年3月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 金 旅 賃 費	16～20	229,905 (12,900)	6,787 (6,787)
石 川 県	21年11月 ～22年4月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 金 旅 賃 費	15～19	557,289 (41,811)	21,970 (21,807)
福 井 県	21年9月 ～11月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 金 旅 賃 費	15～21	331,133 (43,136)	44,949 (22,385)
山 梨 県	21年9月 ～10月	国庫補助事業を執行している所属	需用費 金 旅 賃 費	15～20	4,826 (4,702)	2,628 (2,525)
長 野 県	20年10月 ～11月	農林水産省及び国土交通省の補助事業の所管部局	需用費 金 旅 賃 費	19	2,386 (2,386)	1,491 (1,491)
岐 阜 県	20年11月 ～21年3月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 金 旅 賃 費	14～20	49,509 (23,020)	14,741 (12,999)



都道府県 市 名	調査期間	調査対象			調査結果	
		部 局	項 目	年 度	不適正金額等 農林水産省及び国 土交通省所管分	国庫補助金相当額 農林水産省及び国 土交通省所管分
静岡県 (22年5月末現在実施中)	21年12月～ 22年10月	知事部局及び企業局等	需用費 賃旅金 費	16～20	105,578 (算定中)	算定中 (算定中)
愛知県	20年10月 ～21年2月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 賃旅金 費	13～20 15～19 15～19	1,179,258 (322,968)	205,075 (131,832)
三重県	20年10月 ～12月	全部局（企業会計部局を除く。）	需用費 賃旅金 費	19	48,185 (45,612)	14,536 (14,270)
滋賀県	21年1月 ～10月	知事部局及び各行政委員会等（警察本部を除く。）	需用費 賃旅金 費	15～20	93,827 (60,891)	33,733 (29,062)
京都府	20年11月	農林水産省及び国土交通省の補助事業の所管部局	需用費 賃旅金 費	19	26,261 (26,261)	12,489 (12,489)
大阪府	20年11月 ～21年1月	19部局	需用費 賃旅そ の 他	15～19	92,582 (38,573)	77,234 (28,540)
兵庫県	実 施 中					
奈良県	20年11月 ～21年3月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 賃旅そ の 他	15～20	170,039 (116,598)	75,173 (58,038)
	21年11月 ～22年3月	同 上	同 上	20		
和歌山県	20年10月 ～11月	全部局（警察本部を除く。）	需用費 賃旅金 費	19、20	15,345 (13,059)	7,390 (6,406)
鳥取県	21年10月 ～12月	全部局（企業会計部局を除く。）	需用費	19、20	2,100 (10)	6 (5)
島根県	21年10月 ～11月	全部局	需用費 賃旅金 費	20	25,792 (14,078)	9,856 (8,602)
岡山県	21年5月 ～22年3月	全部局	需用費 賃旅金 費	16～20	153,584 (145,926)	76,982 (70,457)
広島県	21年10月 ～11月	農林水産省及び国土交通省の補助事業の所管部局	需用費 賃旅金 費	20	1,076 (676)	368 (368)
山口県	20年11月 ～12月	本庁4所属及び出先26所属	需用費 賃旅金 費	19	—	—
	21年10月	5農林事務所	需用費	15～19	877 (877)	438 (438)
徳島県	20年10月～ 21年10月	知事部局及び教育委員会	需用費 賃旅金 費	15～19	48,508 (48,492)	24,157 (24,141)
香川県	20年11月～12月	全部局	需用費	15～20	1,796	—
	21年7月 ～9月	同 上	需用費 備品購入費	20	65	—
	21年9月 ～22年1月	国土交通省の補助事業の所管部局	賃旅金 費	15～19	365 (365)	193 (193)
愛媛県	21年4月 ～10月	全部局	需用費 賃旅金 費	15～19	127,893 (109,937)	57,197 (56,444)

都道府県 市	調査期間	調査対象			調査結果	
		部 局	項 目	年 度	不適正金額等 (農林水産省及び国 土交通省所管分)	国庫補助金相当額 (農林水産省及び国 土交通省所管分)
高 知 県	21年8月 ～9月	農林水産省及び国土交通 省の補助事業の所管部局	賃 金 旅 費	15～20	4, 159 (4, 159)	2, 085 (2, 085)
福 岡 県				未 実 施		
佐 賀 県 (22年5月末現 在実施中)	22年5月 ～8月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 賃 金 旅 費	15～20	21, 208 (21, 208)	9, 318 (9, 318)
長 崎 県				未 実 施		
熊 本 県	20年12月 ～21年3月	全部局	需 用 費	15～20	101, 113 (10, 719)	算定中 (算定中)
大 分 県	21年1月 ～6月	国土交通省の補助事業 の所管部局	旅 費	15～18	1, 271 (1, 271)	700 (700)
	21年6月 ～22年2月	全部局	需 用 費 賃 金 旅 費 そ の 他	20、21	—	—
宮 崎 県				未 実 施		
鹿 児 島 県	20年10月 ～12月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 賃 金 旅 費	19 (20年3 月分)	806 (806)	480 (480)
沖 縄 県	20年11月 ～21年4月	全部局	需 用 費 賃 金 旅 費	15～19 19 19	27, 777 (26, 588)	19, 810 (19, 215)
	21年12月 ～22年3月	全部局 (企業会計部局 を除く。)	需 用 費 賃 金 旅 費	16～20 20 20	53, 583 (9, 956)	6, 466 (6, 409)
札 幌 市				未 実 施		
仙 台 市				未 実 施		
さいたま市	20年10月	全部局	需 用 費 賃 金 旅 費	15～19	—	—
千 葉 市	21年8月 ～22年4月	全部局	需 用 費 賃 金 旅 費	19	47, 247 (1, 465)	234 (114)
横 浜 市	20年10月 ～12月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 賃 金 旅 費	18、19	—	—
	21年10月 ～22年3月	全部局	需 用 費 そ の 他	19～21	297, 263 (46)	944 (23)
川 崎 市	20年11月 ～21年3月	全部局	需 用 費 役 務 費 備 品 購 入 費	19	—	—
新 潟 市				実 施 中		
静 岡 市	20年11月 ～21年2月	全部局 (会計室及び人 事委員会、監査委員、 議会各事務局を除く。)	需 用 費 賃 金 旅 費 備 品 購 入 費 そ の 他	15～19	200, 183 (194, 486)	22, 659 (21, 875)
浜 松 市	20年10月 ～21年2月	農林水産省及び国土交 通省の補助事業の所管 部局	需 用 費 賃 金 旅 費	18、19	2, 240 (2, 240)	1, 157 (1, 157)
名古屋市	21年7月 ～22年5月	全部局	需 用 費	15～20	96, 335	53
京 都 市	20年6月～7月	全部局	経費全般	20	—	—
大 阪 市	20年2月 ～9月	全部局	すべての経 費	9～19	376, 876 (279)	17, 381 (153)

都道府県市名	調査期間	調査対象			調査結果	
		部局	項目	年度	不適正金額等 (農林水産省及び国土交通省所管分)	国庫補助金相当額 (農林水産省及び国土交通省所管分)
堺市	20年6月	全部局	需用費 賃旅その他	18~20	—	—
	22年2月	同上	需用費 賃旅その他	20、21	—	—
神戸市 (22年5月末現在未実施)	22年6月 ~8月	全部局	需用費	17~21	209,236 (算定中)	算定中 (算定中)
岡山市			未実施			
広島市			未実施			
北九州市			未実施			
福岡市			未実施			
計					11,113,283 (2,912,353)	1,255,041 (902,748)

(5) 65都道府県市における会計検査院の検査結果及び内部調査結果の状況

65都道府県市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等について、20年次から22年次までに会計検査院が行った会計実地検査の結果と、20年5月から22年5月末までに50都道府県市（22年6月以降に内部調査を終えその結果を公表した3県市は含まない。）が行った内部調査の結果は、表10のとおりとなっており、重複額を除いた不適正金額等は計66億2106万余円であり、うち国庫補助金相当額は算定中の県を除いて31億9052万余円となっている。

表10 65都道府県市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等に係る会計検査院の検査結果と都道府県市の内部調査結果の状況（単位：千円）

都道府県市名	会計検査院の検査結果			内部調査結果 (平成20年5月から22年5月末まで)		計 (重複額を除く)		
	不適正金額等			国庫補助金相当額	不適正金額等 (注)	国庫補助金相当額 (注)	不適正金額等	国庫補助金相当額
	20年次検査	21年次検査	22年次検査					
北海道	97,123	—	—	60,294	35,535	17,935	132,658	78,230
青森県	50,950	—	—	25,121	35,526	18,085	86,476	43,206
岩手県	203,744	—	—	107,747	27,671	12,607	231,415	120,354
宮城県	—	—	10,712	5,259	未実施		10,712	5,259
秋田県	—	34,452	—	17,995	21	9	34,474	18,004
山形県	—	69,963	—	44,371	3,036	2,113	72,999	46,485
福島県	72,816	—	—	33,005	27,893	14,299	100,709	47,305
茨城県	—	243,523	—	114,073	148,001	66,636	243,523	114,073
栃木県	24,006	—	—	9,839	6,173	3,551	30,179	13,390
群馬県	19,738	—	—	9,919	9,412	5,229	29,151	15,148
埼玉県	—	29,719	—	15,847	56,908	34,590	80,773	46,835
千葉県	—	827,664	27,717	403,772	856,405	算定中	874,735	403,772
東京都	—	—	113,996	66,126	—	—	113,996	66,126

都道府 県市名	会計検査院の検査結果				内部調査結果 (平成20年5月から22年5月末まで)		計 (重複額を除く)	
	不適正金額等			国庫補助金相当額	不適正金 額等(注)	国庫補助金相当額 (注)	不適正金 額等	国庫補助金相当額
	20年次検査	21年次検査	22年次検査					
神奈川県	—	—	162,963	67,252	340,212	146,661	340,212	146,661
新潟県	—	—	221,849	116,893	20,040	10,201	241,889	127,095
富山県	—	47,603	—	22,097	12,900	6,787	60,503	28,885
石川県	—	261,883	—	126,332	41,811	21,807	303,695	148,140
福井県	—	152,067	—	81,158	43,136	22,385	195,204	103,544
山梨県	—	26,874	—	13,592	4,702	2,525	31,576	16,117
長野県	105,728	—	—	51,242	2,386	1,491	108,114	52,734
岐阜県	55,319	—	—	31,834	23,020	12,999	78,340	44,834
静岡県	—	—	24,996	15,030	実施中 (22年10月公表)		24,996	15,030
愛知県	310,466	—	—	130,070	322,968	131,832	633,435	261,903
三重県	—	150,544	—	79,298	45,612	14,270	179,451	84,153
滋賀県	—	43,364	—	21,049	60,891	29,062	60,891	29,062
京都府	97,409	—	—	49,256	26,261	12,489	123,671	61,745
大阪府	—	30,363	—	17,299	38,573	28,540	45,829	28,752
兵庫県	—	—	112,136	50,396	実施中		112,136	50,396
奈良県	—	79,448	—	37,103	116,598	58,038	131,851	64,844
和歌山県	79,385	—	—	36,242	13,059	6,406	92,445	42,648
鳥取県	—	25,574	—	11,124	10	5	25,585	11,129
島根県	—	95,294	—	51,703	14,078	8,602	109,372	60,305
岡山県	—	144,737	—	67,673	145,926	70,457	290,664	138,130
広島県	—	67,425	—	30,860	676	368	68,102	31,229
山口県	—	45,294	—	22,718	877	438	46,172	23,156
徳島県	—	33,162	—	15,312	48,492	24,141	48,492	24,141
香川県	—	7,267	—	4,083	365	193	7,632	4,277
愛媛県	—	109,937	—	56,444	109,937	56,444	109,937	56,444
高知県	—	34,879	—	19,325	4,159	2,085	39,038	21,410
福岡県	—	46,727	—	24,057	未実施		46,727	24,057
佐賀県	—	—	55,725	26,571	実施中 (22年8月公表)		55,725	26,571
長崎県	—	—	92,083	36,561	未実施		92,083	36,561
熊本県	—	120,206	—	62,381	10,719	算定中	120,206	62,381
大分県	20,445	—	—	11,432	1,271	700	21,716	12,132
宮崎県	—	—	11,660	5,538	未実施		11,660	5,538
鹿児島県	—	38,030	—	18,876	806	480	38,030	18,876
沖縄県	—	139,891	—	98,645	36,545	25,625	161,718	113,903
都道府 県計	1,137,134	2,905,902	833,842	農林水産省1,048,463 国土交通省1,374,371 (計) 2,422,834	2,692,628	農林水産省 367,315 国土交通省 502,789 (計) 870,105	6,098,918	農林水産省 1,299,253 国土交通省 1,695,738 (計) 2,994,992
札幌市	—	—	23,342	9,786	未実施		23,342	9,786
仙台市	—	—	7,481	2,006	未実施		7,481	2,006
さいたま市	—	—	158	52	—	—	158	52
千葉市	—	15,884	—	5,471	1,465	114	17,350	5,586
横浜市	—	—	7,151	2,627	46	23	7,151	2,627

都道府 県市名	会計検査院の検査結果				内部調査結果 (平成20年5月から22年5月末まで)		計 (重複額を除く)	
	不適正金額等			国庫補助金相当額	不適正金 額等(注)	国庫補助金相当額 (注)	不適正金 額等	国庫補助金相当額
	20年次検査	21年次検査	22年次検査					
川崎市	-	-	2,633	1,145	-	-	2,633	1,145
新潟市	-	-	32,857	11,329	実施中		32,857	11,329
静岡市	-	-	116,556	57,793	194,486	21,875	222,869	79,668
浜松市	-	-	23,193	11,066	2,240	1,157	25,266	12,132
名古屋市	-	-	4,536	2,398	-	-	4,536	2,398
京都市	-	-	15,554	7,763	-	-	15,554	7,763
大阪市	-	5,655	-	2,762	279	153	5,845	2,871
堺市	-	-	87	85	-	-	87	85
神戸市	-	-	6,008	1,633	未実施(22年6~8月実施→同年9月公表)		6,008	1,633
岡山市	-	-	95,547	27,965	未実施		95,547	27,965
広島市	-	-	31,791	17,518	未実施		31,791	17,518
北九州市	-	-	3,555	1,666	未実施		3,555	1,666
福岡市	-	-	20,110	9,297	未実施		20,110	9,297
政令市計	-	21,540	390,565	農林水産省 32,880 国土交通省 139,491 (計) 172,371	198,517	農林水産省 308 国土交通省 23,016 (計) 23,324	522,147	農林水産省 33,144 国土交通省 162,392 (計) 195,536
合計	1,137,134	2,927,442	1,224,407	農林水産省1,081,344 国土交通省1,513,862 (計) 2,595,206	2,891,145	農林水産省 367,623 国土交通省 525,806 (計) 893,430	6,621,065	農林水産省 1,332,398 国土交通省 1,858,130 (計) 3,190,528

注(1) 内部調査結果の不適正金額等及び国庫補助金相当額は、50都道府県市(22年6月以降に内部調査を終えその結果を公表した3県市は含まない。)が行った内部調査結果のうち農林水産省及び国土交通省所管分に係る金額(表9の下段( )書き)である。

注(2) 大阪府、茨城、埼玉、千葉、神奈川、三重、滋賀、奈良、徳島、愛媛、熊本、鹿児島、沖縄各県及び横浜、静岡、浜松、大阪各市については、会計検査院の検査結果と府県市の内部調査結果の金額の全部又は一部が重複している。計欄の額はその重複額を除いているため、会計検査院の検査結果と府県市の内部調査結果の額の計と一致しない。

#### (6) 不適正な経理処理に関する再発防止策の状況

##### ア 64都道府県市における不適正な経理処理に関する再発防止策の策定状況

会計検査院が20年次から22年次までの3か年に検査した65都道府県市のうち、不適正な経理処理の事態が見受けられなかったさいたま市を除く64都道府県市は、会計検査院の検査結果等を踏まえて不適正な経理処理に関する再発防止策を策定しているが、これらの都道府県市における22年10月末現在の再発防止策の策定状況を検査年次別に示すと表11のとおりである。

表11 64都道府県市における再発防止策の策定状況(平成22年10月末現在)

(20年次に検査した12道府県)

都道府 県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
北海道	①職員の意識改革と資質の向上(国庫補助事務費等の適正な執行について通知) ②共通的に行われている事務用品の購入事務を各支庁総務課に集約 ③物品の納品検査の形がい化を防止するなど、けん制機能を強化	平成21年 3月	3,916

都道府 県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
北海道	④国庫補助事務費を含む予算配当に当たって、道費予算との区分を明確化 ⑤財務事務実地検査において、国庫補助事務費執行に係る検査項目を設定		
青森県	①職員の意識改革と能力向上（臨時特別研修の実施） ②物品購入の制度・運用における取組（検査担当者の複数化、納品書の徴取等） ③予算流用制度の適切な活用等 ④監視機能の強化（巡回指導、財務事務検査の強化）	21年 2月	9,392
岩手県	①管理職に対する実務研修、会計職員の研修 ②発注と検収の分離、決裁者の責任の明確化、検収機能の強化、納品書の保存義務化 ③節減加算システムの運用、需用費の翌年度配分、需用費の事故繰越など ④内部統制強化(出納局による抜き打ち検査の実施、監査の充実強化)	20年11月	113,188
福島県	①基本的な会計事務取扱いの遵守の周知徹底 ②物品要求元における事前発注を厳禁とし、品目や数量を考慮した納期を設定 ③納品書及び請求書受領時における日付記載の確認の徹底 ④現物等確認調査、物品納入状況調査の実施 ⑤監査・検査等の強化等	21年 1月	3,147
栃木県	①職員の意識改革（再発防止を図るため、副知事名の通達を全職員に周知徹底） ②物品購入等に係る履行確認等の明確化 ③年度末における需用費等の事務執行について進行管理 ④財務事務検査の充実	20年10月	12,028
群馬県	①「法令順守」と「職員の意識改革」の徹底 ②財務規則の改正（納品書の添付義務付けなど） ③必要額を早期に把握し、不用額を返還するため、年度末の会計事務について文書通知 ④指導検査体制の強化	21年 2月	12,605
長野県	①公金取扱いの適正化について周知徹底 ②会計事務の集約化 ③物品等の購入に係る給付完了検査のけん制体制の強化 ④各現地機関から四半期ごとの執行状況報告を受ける	20年11月	24,364
岐阜県	①会計処理の適正化のための研修開催 ②年度末及び年度初めの物品購入時における適正な履行確認の徹底 ③納品書に日付を記載するよう業者に依頼 ④会計事務特別検査及び会計事務巡回指導において、再発防止策の実施状況を検証	20年10月	384
愛知県	①研修の充実・強化（コンプライアンスの徹底） ②物品調達体制の充実強化と拠点化 ③納品書の徴取・保存、受領印の納品書への押印 ④計画的な物品の購入のため購入時に在庫数量を確認し、発注伺い文書に付記 ⑤監査委員の増員による監査体制の充実強化	21年 2月  ③・④は 20年10月	172,343
京都府	①使い切り意識をなくす仕組みづくり、職員研修の強化等 ②物品調達システムの活用（取扱品目の拡大） ③納品書添付の義務付けと受注業者への納入事実確認 ④事務費の年間執行計画の策定 ⑤財務会計改革委員会による実施状況の確認・検証 ⑥査察的検査の実施	20年12月	19,110
和歌山県	①職員の意識改革（予算執行の適正化と会計事務手続の厳正な執行に万全を期すよう周知徹底） ②各所属から集中調達機関に対して物品調達計画書を提出させ、計画的な発注を促進 ③検収に係るチェック機能の強化等 ④毎年4月に副知事と会計管理者の連名で予算の適正執行と会計手続の厳正な執行に万全を期す旨通知 ⑤本庁及び出先機関に対する会計事務実地検査の実施	20年11月	9,708
大分県	①国庫補助事業の適正執行と会計事務の適正化の徹底 ②早期発注、年度内納品の指導強化 ③納品検査体制の改善	20年 9月	7,982

## (21年次に検査した28府県市)

都道府県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
秋田県	①国庫補助事務費の適正な事務経理に関して周知	21年 3月	159
山形県	①出先機関職員を対象として、財務会計事務の適正化に向けた研修会実施 ②複数職員による納品検査、納品書の徴収、支出票への添付 ③予算配当事務の改善 ④会計事務指導検査の実施	21年11月	15,898
茨城県	①財務会計事務研修の充実 ②各課が調達する物品の範囲について見直し ③納品書の添付保管の義務化、検査従事職員の配置 ④財務会計事務実地検査手法の改善	21年 4月	148,001
埼玉県	①検査報告を周知徹底し、会計事務処理の適正化を図る ②特別検査や定期検査の中で会計事務の状況を把握指導	21年 4月	6,726
千葉県	①コンプライアンス委員会・コンプライアンス推進本部の設置 ②集中調達制度の導入 ③納品書の徴収・納品物の確認の徹底 ④予算流用手続の迅速化・柔軟化・簡素化 ⑤特別監察室を設置	21年 9月	837,023
富山県	①所属長等に対する財務会計研修を新たに実施 ②物品センターの取扱品目の充実、発注時期の適正化及び計画的発注 ③納品検査体制の見直しとして、複数の職員による確認、納品書の徴収、支払に際しての現物照合 ④予算の使い切り意識を払拭 ⑤業者に対して再発防止について協力要請 ⑥業者資料等との照合を行うなど会計事務指導・検査の強化	22年 3月	28,082
石川県	①会計事務管理監督者研修を実施 ②会計事務担当者研修を実施 ③物品を使用する所属とは別の所属が取りまとめて発注する制度の出先機関への拡大 ④納品書の支出命令票への添付義務付け等 ⑤予算執行管理の適正化などについて周知徹底 ⑥不適正な経理に関与したことが確認された業者については、指名停止等のペナルティ	21年10月	123,437
福井県	①公務員倫理研修を実施、会計事務研修の充実 ②本庁に集中調達部署を設置 ③契約事務担当者とは別の職員を検査職員に任命、納品書を支出関係書類として保存、検収における現物確認等の徹底 ④事務費の節減額に応じて、翌年度予算に加算するシステムの導入 ⑤経理担当事務者の配置替えの推進、公益通報制度の充実 ⑥所属長に会計事務自己点検の実施及び報告を義務付けるとともに、会計管理者が所属長ヒアリングを行い、事後指導 ⑦各所属長の判断で、10万円未満の備品購入ができるよう予算流用の弾力化	21年11月	92,570
山梨県	①職員の意識改革(「会計事務の適正執行の徹底について」を通知) ②物品要求書の最終提出期限を設け、年度内納品を徹底 ③業者から「日付入り納品書」の徴収を徹底、2名による検収を実施 ④あらかじめ年度を通じた執行計画を立てた上での計画的かつ効率的な予算執行、繰越手続の簡素化 ⑤出納局が行う出先機関の会計検査において、再発防止策が有効に機能しているか検証	21年11月	6,372
三重県	①職場研修等の実施による法令等の遵守に対する意識の徹底 ②納期の確保、納期の明確化、納品書保存の義務化 ③物品の納入に際し、検査員の検査後に引き渡すことを徹底	21年12月	19,614

都道府 県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
滋賀県	①職場研修等の実施による公務員倫理やコンプライアンスに対する意識の再徹底 ②会計年度所属区分を明確にし、年度内納品が完了するよう余裕をもった事務処理と適切な支払の実施 ③物品購入伺書への納品日の記載及び複数職員による物品納品の履行確認の徹底 ④年度末の適正な物品調達徹底(早期発注等の徹底) ⑤監査委員事務局における監査事務の充実強化	21年10月	4,402
大阪府	①業務執行におけるコンプライアンス等事前チェックの実施 ②用品の納品書に納品日、受領日欄を追加 ③支出伺書に添付する必要書類(納品又は履行を確認できる書類)を追加 ④事務・事業費の年間を通じた計画的な支出、内容、時期の精査 ⑤懲戒処分の指針の策定等	21年 4月	340
奈良県	①「会計事務処理の手引き」の更新・周知、検査報告を踏まえ、会計法令等の遵守等を徹底、会計職員の能力向上のため会計局庁内HP全面改訂 ②会計局に用品センターを設置し、共通事務用品の購入事務を集約 ③業者への不適正経理関与に係る注意喚起 ④不適正な事務処理のあった出先機関に対する実地検査実施・指導強化	21年 3月	28,699
鳥取県	①コンプライアンス確立本部の設置 ②検査員に指名できる職員の拡大、見積書等への受付印の押印、請求書の受領日の明確化等 ③年度末において不要不急の支出が行われているといった疑惑を招くことがないよう、適正な予算執行を行うこと等について徹底 ④不適正な経理処理に係る処分等の目安設定、外部通報窓口の設置 ⑤会計事務処理の適正化について再度の周知徹底	21年11月	16,738
島根県	①職員の意識改革(会計事務処理の見直しなどを主な内容とする再発防止策を策定し、順次実施) ②本庁における集中調達機関の設置 ③納品書の徴収の義務化、納品書による現物の確認 ④予算の適正執行、計画的執行、「使い切り」の発想払拭について、各部局長等へ通知 ⑤出納局より全所属に対し、物品購入の適正処理の履行状況について確認調査	21年11月	59,779
岡山県	①「公金取扱いの適正化等について」を経理担当者会議で周知 ②決裁区分の明確化 ③納品書の徴収義務付け ④国庫補助事務費に係る内部調査結果の中で予算の適切な執行等について明記	21年11月	20,378
広島県	①適正な会計・物品管理事務を確保するための実例を挙げた研修 ②物品発注機関の適正化 ③物品検査職員を原則として複数指定、納品書等の添付 ④計画的な物品調達について周知 ⑤会計・物品検査時に実施状況について確認	22年 3月	4,897
山口県	①会計経理の適正な執行等について周知徹底 ②納品確認の厳格化、内部審査の強化	21年11月	6,683
徳島県	①国庫補助目的に合致した適切な経理処理について、全所属長に対して文書通達 ②出先機関における要求部門と発注・支払部門との分離によるチェック体制の強化、本庁における集中調達物品の拡大 ③支出書類への納品書の添付を義務付け、必要に応じて現物確認を実施 ④出納機関において、「物品購入改善マニュアル」に沿った事務執行が行われているかを確認	21年 2月	22,271
香川県	①会計事務責任者コンプライアンス研修の開催 ②物品要求の確認行為の義務付け、要求部門と発注部門の分離等 ③物品検収の責任体制の明確化、納品書の日付記載などの徹底等 ④取引業者に対する計画的、継続的な調査の実施 ⑤事務費の予算額と執行状況把握の徹底、年度末に不用となった額の返還 ⑥不正な会計処理に係る懲戒処分基準の策定 ⑦監査委員による監査の強化、公金執行適正化検討委員会で再発防止策の取組方法を協議	21年10月	1,808



都道府 県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
愛媛県	①職員の意識改革(不適正経理の改善・再発防止策の実施について、文書通知及び職員研修による周知徹底) ②納品書添付の義務付け、所属長による検査実施者の指名、上位職員による検査実施の徹底 ③実態に即した予算計上と予算流用手続の徹底、各所属における物品購入計画の作成・管理等 ④業者帳簿との突合調査	21年12月	44,282
高知県	①職員の意識改革(各部局ごとに事務費マニュアル策定)	21年11月 ~22年2月	19
福岡県	①公金支出地域点検会議における点検対象に「その他需用費」を追加 ②納品書添付の義務付け ③監査委員の定期監査において、抽出して納入業者に対する事実確認調査を実施	21年 7月 ②・③は 21年4月	4,228
熊本県	①職員の意識改革(会計検査院指摘に係る不適正経理等についての再発防止の徹底に関し、全所属へ通知) ②単価契約対象品目の見直し ③物品検査は発注を行った係とは別の係が実施するよう通知 ④節減した予算の一定割合を翌年度に活用できることを通知 ⑤物品購入の事務処理等に重点をおいた監査を実施、監査機能強化のための体制構築、職員研修の充実等による監査能力の向上	21年 3月	46,017
鹿児島県	①職員の意識改革(予算執行に係る事務処理適正化について通知、本庁関係各課、出先機関に対し事務費の適正な執行について通知) ②物品検査体制の強化(納品書と現物の照合の徹底、検査への立会者の義務化、検査内容の表示の明確化)	20年12月 ②は21年 12月	6,547
沖縄県	①適正な経理処理の確保、補助事業の目的外執行の防止、チェック体制の強化等を文書通知 ②検収業務の強化及び検査調書の提出の義務化など	21年 4月	56,794
千葉市	①職員倫理条例の周知徹底、職員のコンプライアンス意識を高める ②共通消耗品の随時払出しの周知を行い共通消耗品制度の活用を図る ③納品書への受領印の押印(受領責任の明確化) ④指定検査員に加えて、局主管課の職員が年1回以上、指定検査員の業務処理状況を確認	22年 5月	15,119
大阪市	①職員の意識改革(会計におけるコンプライアンス意識の涵養を図るための研修を全職員対象に実施) ②検収事務の見直し(事業所管課長の検査職員への指定、納品書の徴取・保管) ③節減インセンティブ制度の導入 ④再発防止策が確実に実施されているかに着目して監査実施	20年10月	160

(22年次に検査した25都県市)

都道府 県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
宮城県	①会計事務の適正な執行について通知を发出 ②納品書の義務化について財務規則改正	22年 4月	1,060
東京都	策定中	—	4,889
神奈川県	①適正執行に向けた全庁研修、所属長を対象とする特別研修 ②複数職員による検査の徹底 ③年度末における物品調達期限の設定、出先機関の予算の早期引上げ ④業者に対する県の財務会計制度に関する周知 ⑤会計事務検査の強化	22年 3月	60,062
新潟県	①前例踏襲から法令順守への意識改革 ②納品書の提出義務化 ③会計年度区分の適正化(会計年度を意識した事務処理の徹底等) ④出納局の検査において再発防止策取組状況を確認	21年 3月	33,958

都道府 県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
静岡県	策定中	—	3,398
兵庫県	策定中	—	52,015
佐賀県	①佐賀県コンプライアンス基本方針の策定 ②現地機関で10万円以上の物品の調達を用途管財課(現総務事務センター)へ集約 ③会計年度を越えた予算執行ガイドラインの通知 ④県内業者に対し、預け等の依頼を受けたら断固拒否するよう依頼	19年 3月	21,589
長崎県	①職員に対する公務員倫理・意識改革の徹底、コンプライアンス委員会の設置 ②総務事務センター、物品センターの設置 ③管理職による調達物品の定期的確認等チェック体制の強化 ④事務費予算の部局単位での配分、各部局での内部調整 ⑤連絡調整会議を随時開催し、予算担当者に対するフォローアップ実施	19年 2月	70,037
宮崎県	①コンプライアンス委員会の設置、「出納員心得」作成 ②県内7地区に総務事務センターを設置、物品調達の一元化 ③各所属へ納品書の受領・保存を義務化、納品検査を行う検査職員を複数体制へ強化 ④21年度当初予算からメリットシステムの試行的導入 ⑤各所属からコンプライアンス職場点検・職場研修の実施状況報告	20年 4月	1,164
札幌市	策定中	—	6,677
仙台市	①公金の取扱いの適正化について文書通知により周知徹底 ②履行確認時における納品書受領、支出命令時における納品書添付の義務付け ③年度末に発注が集中することから、計画的な事務処理に努めるなどし、必要な調達が滞ることのないよう文書通知	22年 3月	7,335
さいたま市	[不適正経理が認められなかったため、再発防止策についての報告を求めている。]		
横浜市	①不適切な経理処理が判明した所属に関係した課長に対し注意喚起 ②物品発注期限の設定 ③納品書の活用及び保管、発注課以外の検査員による相互検査 ④入札、契約制度を遵守し、既存の予算制度の活用などにより、適正な経理処理を行うよう通知	22年 3月	6,949
川崎市	①予算及び契約事務の適正執行について、職員に周知徹底 ②不適正な経理処理を行わないよう、予算執行課自らが事務をチェックする等の日常的な検査体制を強化 ③「契約事務等に関する調査検討委員会」の設置	22年 4月 以降順次	1,201
新潟市	①関係法令や財務規則に基づいた適正な執行強化	22年 3月	20,757
静岡市	①国庫補助事業に係る事務費の適正執行に関する研修 ②事務の適正執行について副市長から各課へ通知 ③適正な契約事務指導のため、物品購入等の契約事務について研修 ④年度末の物品の大量購入禁止の指示 ⑤納品書の適正な取扱いについて各課に通知 ⑥21年度当初予算編成において、国庫補助事務費の満額措置見直し	21年 1月	50,401
浜松市	①職員の意識改革(「出納員及び物品出納員の事務の適正執行について」の周知徹底) ②年度末の物品請求締切日を早め、納期確保 ③「予算の執行方針」に補助事業に係る事務費の適切な執行について明記し、所管課長、所管課に通知 ④納期厳守・納品書への日付記載を業者に依頼	22年 4月	21,601
名古屋市	①経理担当者、管理監督者に対する契約・会計事務研修の充実強化 ②適正な履行確認の確保、管理監督者による点検の強化 ③定期監査において、チェック体制が機能しているか確認	22年 2月	4,055

都道府 県市名	主な再発防止策	策定年月	(参考) 不適正な経理 処理額(千円)
京都市	①適正な経理処理について職員に周知徹底 ②履行確認の徹底を各所属に通知、少額随意契約における見積書徴収の取扱いの変更	22年 3月	13,082
堺市	①「適正な会計処理の徹底等について」を発出し全庁職員に周知徹底	22年 2月	5
神戸市	①再発防止策の職員への周知 ②発注書の策定、運用による発注行為の文書化 ③納品書による納品検査、納品場所での納品検査の徹底	22年 6月	5,170
岡山市	策定中	—	93,143
広島市	策定中	—	25,119
北九州市	①「公金の取扱い及び予算執行等の適正化について」各所属長へ通知を發し、周知徹底	21年12月	2,535
福岡市	①区役所の物品購入契約事務分掌の見直し ②各局へ予算の計画的・効率的な執行を指示する通知	22年 4月	767

#### イ 20年次に会計実地検査を行った12道府県における再発防止策の実施状況

表11のうち、20年次に会計実地検査を行った12道府県については、21年3月までに再発防止策を策定しており、その後既に1年以上を経過していることから、その再発防止策が有効に機能しているかを検証するために、22年5月及び同年6月に、再度12道府県に対して会計実地検査を行った。

#### (ア) 21年度の農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等の検査結果及び再発防止策の実施状況

検査の結果、12道府県における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等のうち、21年度の需用費の支払については、検査した範囲において、不適正な経理処理の事態は見受けられなかった。また、再発防止策の実施状況を検証したところ、次のような状況となっていた。

##### a 監査機能の強化等

12道府県のうちの8県等は再発防止策に内部監査や監査委員監査の強化等を掲げていたが、4県等の再発防止策には会計監査の強化等は含まれていなかった（これらの状況の詳細については後掲ウに記述している。）。

##### b 職員の意識改革

12道府県すべてにおいて、職員への研修を実施したり、公務員倫理の徹底、会計事務処理の適正化等について関係部署に文書を発出したりなどして、職員の意識改革を図るための取組を実施していた。

しかし、研修の実施状況をみると、2県等においては、管理職や経理担当職員のみ研修等を実施している状況であった。

c 物品調達体制の見直し

12道府県すべてにおいて、契約事務と検収事務を別の部署で行わせたり、集中調達機関を新たに設置したりなどして相互けん制が機能しやすい物品調達体制の整備に取り組んでいた。

しかし、5県等の出先機関においては、集中調達物品以外の物品の購入については、依然として調達要求課が業者に直接発注して自ら検収を行っているなどしており、契約事務と検収事務が完全に分離されていないものが見受けられた。

d 検収事務の適正化

12道府県すべてにおいて、所属長等の責任のある者が検査職員として納品書の内容を確認したり、複数の検査職員により二重に確認する体制を整備したりなど検収事務の適正化を図っていた。

しかし、2県等では、検査職員が事務分掌等において規定されておらず、責任の所在が明確でないものが見受けられた。

e 予算の計画的な執行

計画的な予算の執行については、8県等は会議等で指示徹底を図るなどしていたが、4県では具体的な防止策を策定していなかった。

また、上記8県等のうち3県等においては、各部局が執行する予算の執行状況を予算主管課等において的確に把握できる体制になっていなかった。

f 再発防止策の実効性の担保

一部の県では、本庁が出先機関に対して再発防止策の取組状況を定期的に報告させて、事後指導等を行っていたが、多くの県等では、出先機関に対して点検結果の報告を義務付けていないなど事後の確認が十分でない状況となっていた。

(イ) 21年度の需用費の執行状況

12道府県における農林水産省及び国土交通省所管事業関係の需用費（県等の単独事業費を含む。）に係る予算現額、不用額等の19年度から21年度までの推移をみたところ、表12のとおり、19年度と比較すると21年度は7道府県で予算現額が減少しており、また、12道府県すべてで予算現額に対する不用額の比率が高くなっ

ていた。

表12 12道府県の予算現額に対する不用額の割合（農林水産省及び国土交通省所管事業関係の需用費）

（単位：百万円）

道府県名	平成19年度			20年度			21年度			19年度→21年度	
	予算現額 a	不用額 b	割合 (b/a)	予算現額 a	不用額 b	割合 (b/a)	予算現額 a	不用額 b	割合 (b/a)	予算現額	割合 (b/a)
北海道	8,290	703	<b>8.48%</b>	7,645	496	<b>6.49%</b>	6,031	525	<b>8.71%</b>	↘	↗
青森県	3,804	63	<b>1.67%</b>	3,586	138	<b>3.85%</b>	2,868	223	<b>7.80%</b>	↘	↗
岩手県	2,957	105	<b>3.58%</b>	2,844	56	<b>1.98%</b>	2,946	144	<b>4.89%</b>	↘	↗
福島県	3,843	26	<b>0.68%</b>	4,799	114	<b>2.37%</b>	5,087	180	<b>3.53%</b>	↗	↗
栃木県	2,107	89	<b>4.26%</b>	2,134	288	<b>13.50%</b>	1,836	228	<b>12.44%</b>	↘	↗
群馬県	1,716	64	<b>3.73%</b>	1,588	100	<b>6.31%</b>	1,476	63	<b>4.31%</b>	↘	↗
長野県	5,870	43	<b>0.73%</b>	5,804	79	<b>1.36%</b>	5,928	122	<b>2.06%</b>	↗	↗
岐阜県	1,932	262	<b>13.56%</b>	2,137	368	<b>17.23%</b>	2,012	349	<b>17.37%</b>	↗	↗
愛知県	4,192	166	<b>3.98%</b>	4,492	295	<b>6.56%</b>	4,255	400	<b>9.41%</b>	↗	↗
京都府	2,466	52	<b>2.11%</b>	2,197	69	<b>3.17%</b>	1,649	63	<b>3.85%</b>	↘	↗
和歌山県	885	36	<b>4.16%</b>	958	45	<b>4.74%</b>	1,046	97	<b>9.34%</b>	↗	↗
大分県	1,888	19	<b>1.05%</b>	1,811	22	<b>1.26%</b>	1,608	41	<b>2.54%</b>	↘	↗
合計	39,954	1,634	<b>4.09%</b>	40,002	2,075	<b>5.18%</b>	36,749	2,440	<b>6.64%</b>	↘	↗

#### ウ 再発防止策としての監査機能の状況

会計検査院が20年次から22年次までの3か年にわたって行った65都道府県市に対する会計実地検査により判明した不適正な経理処理等の事態は、前記のとおり会計機関における物品の購入手続について内部統制が機能していなかったことなどが主な発生原因である。

会計機関における内部統制を十分に機能させるためには、相互けん制が十分機能する会計手続が整備されていることや、その状況を継続的に内部監査で監視評価することが重要である。また、各地方公共団体の監査委員監査や外部監査の果たす役割も重要である。

そこで、前記のとおり、国会においても地方公共団体における監査機能等の問題について議論がなされたことも踏まえて、65都道府県市の15年度から20年度までにおける内部監査及び監査委員監査の監査体制、監査方法、内容等について、65都道府県市に調書の作成を依頼して検証した。また、外部監査の監査体制、監査内容等についても検証した。検証の結果は次の(ア)から(ウ)までのとおりである（詳細につ

いては巻末別表1から別表8まで参照)。

(ア) 内部監査

a 監査体制 (別表1参照)

65都道府県市のうち51都道府県市が会計事務について監査や検査を内容とした内部監査を行っていたが、残りの14県市は内部監査を行う部局が設置されていなかった。

内部監査を実施している部局やその職員の帰属の状況から、51都道府県市の内部監査の独立性についてみたところ、11県市では知事等直属の監察局等に内部監査担当部局が設置され、いずれも専任の職員を配置していた。

しかし、40都道府県市では会計事務を取り扱う出納局等に内部監査担当部局が設置されており、専任の職員のみを配置していたもの(16都府県市)や専任及び兼任の職員を配置していたもの(13道県)もあるが、11府県では兼任の職員のみを配置していた。

担当職員に対して監査に関する専門的な研修を行っていたのは、内部監査を行っていた51都道府県市のうち34都道府県市となっていた。

b 監査方法、内容等 (別表2参照)

内部監査を行っていた51都道府県市における内部監査の対象、実施時期、方法等を定めた内部監査実施要領等の整備状況をみたところ、44都道府県市は内部監査実施要領等を定めていたが、7県市は定めていなかった。

c 不適正な経理処理に関する内部監査の方法 (別表2参照)

51都道府県市のうち、19年度又は20年度に6府県において不適正な経理処理に関する内部監査が行われており、物品の納入業者の協力を得て、聞き取りを行ったり、帳簿を取り寄せて納入物品、納入日付等の突き合わせを行ったりするなどの手法による内部監査を行っていた。

また、上記の6府県以外の11道府県において、上記の手法による内部監査を今後行う予定であるとしている。

(イ) 監査委員監査

a 監査体制 (別表3及び4参照)

地方自治法(昭和22年法律第67号)によれば、監査委員の定数は都道府県及び政令市においては4人となっている(ただし、条例で定数を増加することがで

きる。)。そして、監査委員の選任方法は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者及び議員のうちから選任することとされており、また、監査委員の構成は当該普通地方公共団体の常勤職員であった者は1人以内、議員のうちから選任される者は2人以内とされている。

65都道府県市における監査委員の定数をみると、6都府県市は条例により定数を増やして5人以上、残りの59道府県市は地方自治法のとおり4人となっていた。

監査委員事務局の体制をみると、人員数は10人から19人、職員の在籍年数は3年以上4年未満が最も多くなっていた。

64都道府県市の監査委員事務局において、監査に関する専門的な研修を行っており、また、国の機関、団体等が実施する外部の研修に職員を参加させていたのは58道府県市となっていた。

#### b 監査方法、内容等（別表5参照）

監査基準等の整備状況についてみたところ、65都道府県市すべてにおいて監査基準等を定めて監査を実施していた。

監査委員が行う監査には、財務監査（定期監査及び随時監査）、行政監査、財政援助団体等に対する監査、住民の監査請求に基づく監査、普通地方公共団体の議会の請求による監査、普通地方公共団体の長の要求による監査等がある。また、地方自治法によれば、監査委員は、監査のため必要と認めるときは、関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができることとなっている（以下、これらを「関係人調査」という。）。)

15年度から20年度までの監査実施状況をみると、定期監査は65都道府県市で、随時監査は32都道府県市で、行政監査は61都道府県市で、財政援助団体等に対する監査は65都道府県市で、住民の監査請求に基づく監査は65都道府県市で、議会からの請求による監査は2県で、長の要求による監査は13道県市でそれぞれ行われていた。

#### c 不適正な経理処理に関する監査委員監査の方法（別表5及び6参照）

不適正な経理処理に関しては、15年度から20年度までに12都道府県市の監査委員が監査を行っていた。これらの中には、物品納入業者等への関係人調査を行い、物品納入業者等の事務所に出向き、売上伝票、納品書等の帳票を調査し

て契約が適正に行われているか検証している監査委員もあった。

また、36道府県市の監査委員監査において、物品の納入業者の協力を得て、関係人調査等の手法による監査を今後行う予定又は検討するとしている。

このほかに、知事部局等が策定した再発防止策の実施状況についての検証に取り組んでいる県市が見受けられた。

#### (ウ) 外部監査

外部監査制度は、地方分権の推進や一部の地方公共団体で見受けられた予算の不適正な執行等を背景として、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化等の観点から、9年の地方自治法の改正により創設されたものである。この外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査契約に基づく監査であり、包括外部監査と個別外部監査がある。

地方自治法によれば、普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの（以下「実務精通者」という。）のいずれかに該当するものとされている。

##### a 包括外部監査

地方自治法によれば、都道府県及び政令市は、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないこととなっている。そして、包括外部監査人は同契約の期間内に少なくとも1回以上監査を行い、その結果に関する報告を当該団体の議会、長、監査委員等に提出しなければならないこととなっている。

##### (a) 監査体制（別表7参照）

65都道府県市が15年度から20年度までに契約を締結した包括外部監査人の資格をみると、公認会計士が64都道府県市、弁護士が16道府県市、税理士が4県市となっており、実務精通者とは契約を締結していなかった。

また、包括外部監査人は監査の事務を他の者に補助させることができることとなっており、15年度から20年度までの65都道府県市の補助者の状況をみると、補助者の資格は公認会計士が、補助者数は5人から9人が最も多くなっ



ていた。

(b) 監査内容等（別表8参照）

地方自治法によれば、包括外部監査の対象は財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、包括外部監査人が必要と認める特定の事件について監査するものとされている。15年度から20年度までの監査内容をみると、施設の管理・運営、事業、外郭団体、補助金等に関するものが増えており、監査の観点は合規性、経済性、効率性、有効性等が中心となっていた。

前記のとおり、外部監査制度が創設された背景の一つに、一部の地方公共団体で見受けられた予算の不適正な執行が挙げられているものの、事務費等の不適正な経理処理については、20年度に1県の包括外部監査人が、同県が公表した不適正な経理処理について意見を述べるなどした報告書を知事に提出した事例があるのみである。

b 個別外部監査（別表7及び8参照）

個別外部監査は、都道府県市の条例により任意に導入することができ、事務監査請求、議会の請求、都道府県市の長の要求、住民監査請求等の請求又は要求があったときに行われるなどするものである。

15年度から20年度までの65都道府県市における個別外部監査の実施状況をみると、1府において、19年度に弁護士との個別外部監査契約に基づき実施されていたのみで、残りの64都道府県市では実施されていなかった。

(7) 国庫補助事業に係る事務費の廃止等

農林水産省及び国土交通省は、20年11月及び21年11月に、平成19年度決算検査報告等の内容の周知、指導、監督及び検査の徹底、経理処理手続等の適正化、国庫補助金等の返還等について65都道府県市に対して通知している。

また、「予算編成等の在り方の改革について」が21年10月に閣議決定されて、補助事業等の計画的な執行を促進するために、各府省が補助金等の交付手続の迅速化、早期交付に努めることや繰越制度の一層の活用に向けて更なる取組を行う旨の方針が示された。

一方、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等のうち公共事業に係る補助金等の事務費は、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に伴い、21年度を最後に廃止

された。このため、地方公共団体では、公共事業の実施に必要な物品の購入等は一般公共事業債等により資金を調達して行うことになった。

#### 4 所見

20年次から22年次の3か年にわたり、65都道府県市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等の経理について検査した結果、65都道府県市すべてにおいて、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理により需用費を支払ったり、補助事業の目的外の用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしている事態が見受けられた。

不適正な経理処理による需用費の支払の事態は、国庫補助事務費等に係る補助金の交付額が極めて少額となっていた1市を除く64都道府県市において見受けられた。

業者と架空取引を行うなどして支払金を業者に保有させていた事態（預け金）、随時納品させた物品について別の品目を納入させたこととして一括して支払った事態（一括払）、消耗品を購入することとして実際は備品等の別の物品に差し替えて納品させた事態（差替え）は、業者に虚偽の請求書を提出させ、支出命令書等の関係書類には虚偽の内容を記載するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして経理処理していたものである。

また、実際は翌年度又は前年度に納入された物品の購入代金を現年度に支払っていた事態（翌年度納入又は前年度納入）は、支出命令書等の関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして、契約した物品が当該年度に納入されていないのに納入されたこととして経理処理していたものである。

上記の不適正な経理処理による需用費の支払の事態のうち、預け金、一括払及び差替えの事態は、架空取引を指示したり、虚偽の請求書等を提出させたりするなど業者の協力を得て、実際に納入された物品とは異なる品目名を記載した虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払っていたものである。この結果、実際に納入された物品については、購入の必要性、価格の妥当性等の検討を行うなど所定の会計事務手続が行われていなかったことになる。

そして、これらの中には、千葉県のように、預け金の手法により業者に預けた需用費の一部を現金で返金させるなどして、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用するなど公金を不正に使用していた事態があったほか、一部の政令市では、差替えの手法により物品担当職員が業者に指示して契約した物品とは異なるパーソナルコンピュー

タを納入させ、これを転売してその代金を領得するなど刑事事件に発展した事態もあった。

上記のように、このような不適正な経理処理の慣行は、公金の不正使用や職員による公金横領等刑事事件につながるおそれがあり、ひいては公金の使用に対する国民の信頼を著しく失墜させる極めて遺憾な事態となっている。

不適正な経理処理が行われていた原因として、会計法令等の遵守よりも予算の年度内消化を優先させたこと、会計経理の業務に携わる者の公金の取扱いの重要性に関する認識が欠如していたことなどが挙げられる。また、預け金等の不適正な経理処理により支出された国庫補助事務費等の額が多額に上っていた県市の主な部署における会計事務手続について検証したところ、その大半において調達要求課が見積書の提出依頼、契約事務、検収事務等の一連の会計事務手続を行っており、職務の分担による相互けん制が機能しにくい状況となっていた。

賃金及び旅費について補助事業の目的外の用途に使用していた事態も多く都道府県市において見受けられた。発生原因としては、国庫補助事務費等で支払える賃金や旅費の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分でなかったことなどの国庫補助事務費等の適正執行に関する担当職員の認識の問題が挙げられるが、臨時職員の配置目的・業務内容及び出張用務の内容を正確に把握していなかったことなどの事務処理上における問題点も見受けられた。

近年、多くの都道府県市では、平成19年度決算検査報告等を踏まえて、同様の着眼点により、会計検査院の検査とは別に事務費等の経理に関して内部調査を行い、その結果を公表している。自らが行った経理処理をより広い範囲で点検することにより、会計経理の適正化に関する意識を多くの職員が持つことが期待できるため、まだ内部調査を行っていない県市においても速やかに内部調査を行うことが望まれる。

また、検査の結果、不適正な経理処理の事態の指摘を受けた都道府県市は、監査機能の強化、職員の意識改革、物品調達体制の見直し、契約・検収事務の適正化、予算の計画的な執行等の再発防止策を策定して取り組んでいる。しかし、今回、20年次に検査を実施した12道府県に対して21年度の需用費の支払について検査したところ、不適正な経理処理の事態は見受けられなかったが、再発防止策の内容やその実効性の確認等については、必ずしも十分でない点が見受けられた。

内部監査や監査委員監査の状況を調査したところ、不適正な経理処理の再発を防止す

るために、物品の納入業者の協力を得て、聞き取りを行ったり、帳簿を取り寄せて納入物品、納入日付等の突き合わせを行ったりするなどの手法により監査を行っている県等がある一方で、このような監査を行う予定がないとしている県が一部にみられた。

地方公共団体における公金の取扱いに関する問題については、過去に、公共事業に係る国庫補助事業の食糧費を懇談会の経費等に使用していた事態、事務費の旅費等を架空の名目で支払っていた事態等が明らかとなっており、これらの地方公共団体では、その都度職員の意識改革を中心とした再発防止策を講じてきた。しかし、10年ほどで再び今回のような国庫補助事務費等において不適正な経理処理の事態が判明したことを踏まえると、これらの事態の再発防止のためには、地方公共団体において今後とも継続的かつ全庁的な取組を行っていくことが必要と思われる。

今回、会計検査院が検査の対象とした農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等のうち公共事業に係る補助金等の事務費は21年度をもって廃止された。このため、地方公共団体では、公共事業の実施に必要な物品の調達等は、22年度から一般公共事業債等別の財源を用いて資金調達することとなった。一方、公共事業以外の国庫補助事業に係る需用費、賃金、旅費等の経費については引き続き補助金等が交付されている。

については、65都道府県市において、今回の国庫補助事務費等の不適正な経理処理等の再発を防止するため、職員に対する基本的な会計法令等の遵守に関する研修指導の徹底、契約及び検収事務の厳格化、予算の計画的な執行の励行、会計事務手続における職務の分担による相互けん制機能の強化等を推進するとともにその執行状況を適切に把握することが重要である。

会計監査については、物品の納入業者の協力を得て、聞き取りを行ったり、帳簿を取り寄せて納入物品、納入日付等の突き合わせを行ったりするなどの手法を採り入れた監査の実施を検討することが望まれる。また、内部監査、監査委員監査、外部監査が連携を図り、会計機関における内部統制が十分機能しているかについて継続的に監視評価を行うとともに、不適正な経理処理に係る再発防止策が有効に機能しているかなどについても検証を行うなどし、もって会計監査の強化・充実を図ることが望まれる。

補助金等を交付している関係省庁においては、不適正な事態の対象となった国庫補助金相当額について速やかに返還の措置等を執るとともに、都道府県市に対して、国庫補助事業に係る事務費等の経理の適正化について引き続き指導の徹底を図ることが必要である。

会計検査院としては、今後とも、地方公共団体における補助金等の会計経理について、引き続き注視していくこととする。